

## 岡山県文化財保存活用大綱（素）について

### 序 章

#### 1 大綱策定の背景と目的

- ・過疎化・少子化・高齢化等の社会環境の変化により、文化財継承の困難さ等への指摘。
- ・H30 文化財保護法の改正で、県による大綱策定、市町村による地域計画作成と文化庁長官による認定等が制度化。
- ・県においては、H29.3 策定の「新晴れの国おかやま生き生きプラン」を踏まえ、H30.3 「おかやま文化振興ビジョン（2018～2027）」を策定。
- ・おかやま文化振興ビジョン等と方向性を一にし、県内市町村等と文化財の保存・活用に関して相互に矛盾なく同じ方針の下に取組を進めることで、文化財を確実に保存することを前提としつつその活用を図るため。

#### 2 文化財の保存と活用の考え方

- ・文化財保護法では、文化財の保存と活用はともに文化財保護を図る上での重要な柱としており、保存に悪影響を及ぼすような活用があってはならない一方で、適切な活用により文化財の大切さを多くの人に伝え、理解を促進することが不可欠であるなど、文化財の保存と活用は共に、次世代への継承という目的を達成するために必要。

#### 3 大綱の位置付け等

- ・文化財保護法第 183 条の 2 第 1 項に定める「大綱」の役割を担うもので、本県文化財の総合的な保存・活用の基本的な方向性を明確化し、各種の取組を進めていく上での共通の基盤として、今後の本県文化財行政の根幹をなすもの。
- ・なお、大綱の期間は設けないが、社会状況の変化や関連する計画の改訂等に応じて、適時見直しを図る。

### 第 1 章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

#### 1 岡山県の概要（特色）

- (1) 県の特色：①古代から文化の栄えた地、②中四国地方の交通の結節点、③ものづくり産業、④先駆的な教育、⑤農業先進地
- (2) エリアごとの特色：現在の各県民局管轄地域単位で整理

#### 2 歴史文化の特徴と文化財の概要

- ・本県の地形や自然環境は変化に富み、豊富な水資源や地域特有の地下資源は、製鉄や製陶、製塩などの生産を発展させ、さらに、交通の利便性による他地域との様々な交流により、多様な歴史文化が育まれた。
- (1) 地質・動植物：特徴と代表的文化財を明示。
- (2) 歴史文化：時代を追って、特徴と代表的文化財を明示。→歴史文化の豊かさが国指定重要文化財等の全国比較に現われている。

#### 3 文化財の保存・活用に関する課題

##### (1) 県内文化財の総合的な調査・研究

- ・指定の有無に関わらず、文化財の価値を総合的に調査・研究し、文化財と周辺環境を一体として保護していくため、文化財の全体的・網羅的な調査・研究が必要。

##### (2) 適切な周期による修理

- ・修理の遅延に伴う劣化進行により費用が増大するなどの悪循環を生じさせないため、文化財の素材・部位や保存環境等に応じた適切な周期による修理が必要。

##### (3) 耐震化の推進や防火・防犯設備の充実

- ・地震時に文化財的価値の保存と人的安全性の確保を図るため、耐震診断や補強の促進が必要。また、文化財の焼失や毀損防止を図るため、防火・防犯対策の強化が必要。

##### (4) 文化財継承の担い手やヘリテージマネージャーの育成

- ・文化財継承の担い手不足に伴う文化財の滅失を防止するとともに、文化財を保存・活用等しながら地域づくりに活かす能力を持つ専門的人材の育成が必要。

#### (5) 新たな用途への活用

- ・文化財の公開に留まらず、文化財の価値を読み解く人材育成のための教育や地域振興等への活用が求められており、本物の文化財を教材として学校現場等と連携した教育の推進とともに、宿泊施設やユニークメニューとしての利用等を進めることが必要。

#### (6) 分かりやすく効果的な情報発信

- ・文化財を地域・観光資源として国内外に発信するため、誰にでも分かりやすい解説の整備や多言語化、ICTの活用等、分かりやすく効果的な情報発信を進めることが必要。

### 4 今後目指すべき方向性・将来像

- ・県民が岡山の文化財に関心と愛着心を持ち、文化財の継承・発信の主体として協働して活動できる環境づくりを進め、地域づくりや観光振興等に活かすとともに、豊かで特色ある文化財が人々の心の豊かさや活力を一層向上させ、郷土を大切に作る心が育まれるといった好循環が生み出されている姿を目指す。

### 5 文化財の保存・活用の方針

- ・文化財を県民協働で確実に保存することを最優先とし、その活用を図りながら次世代へ継承していくため、未指定を含めた文化財の全体的・網羅的調査・研究に努め、文化財的価値の高いものは法令等に基づき指定等による保護を積極的に実施。
- ・文化財を貴重な地域・観光資源として活用するため、適切な周期での修理や防火・防犯対策、美装化等によりその価値を維持する。また、文化財の保存・活用の実践リーダーの育成や宿泊施設、ユニークメニュー等への利活用、分かりやすい情報発信など、文化財の本質を押さえながら、時代に合わせ、それぞれの地域の特徴を最大限に生かした柔軟な対応を進める。

## 第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

### 1 文化財の調査・指定

#### (1) これまでに実施してきた調査と今後実施すべき調査

- ・継承が困難になりつつある「祭り・行事」に関する調査・記録作成措置、系統的な調査等が未実施の「名勝」や「生産遺跡」の調査を実施。
- ・被災文化財の円滑な救済活動に資するため、市町村や民間組織などと協力して文化財の所在確認のための調査を順次実施。

#### (2) 県指定の現状と今後の方針

【建造物】寺社建築等に比べ指定の少ない民家建築について調査に基づき指定を検討。

【美術工芸品】指定の少ない近世の絵画や古文書、考古資料の指定が必要。

【記念物】古代吉備の繁栄を象徴する弥生～古墳時代の遺跡や中世城館跡総合調査を踏まえた中世城郭跡、名勝等の指定を推進。

【民俗文化財】社会変化の影響を受け易い民俗芸能・風俗慣習の指定・記録保存を推進。

【無形文化財】守り伝えられてきた人間の「わざ」を継承するため、その保持者認定を進めるとともに、技術継承の支援や、「わざ」の素晴らしさを県民が知る機会を充実。

### 2 文化財の修理・整備

#### (1) 県が所有又は管理団体に指定されている国指定及び県指定文化財

- ・県が保存・活用の責務を持つ文化財については、県内における率先垂範モデルとして、市町村や各種団体との連携を強化する中で、その保存・活用計画の策定を積極的・計画的に進め、所在圏域における地域・観光振興の中核としての整備活用に努める。

##### ①重要文化財（建造物）

- ・適切な維持管理に努めるとともに、周期的保存修理を実施。
- ・特に、日本遺産である旧閑谷学校（含：特別史跡）については、保存活用計画の策定を進めるとともに、不特定多数が立ち入る講堂等の耐震性能の確認・確保を優先的に検討。 ※県立津山高等学校本館、旧犬養家住宅（環境文化部管理）

##### ②重要文化財（美術工芸品）及び重要有形民俗文化財

- ・県所有の重要文化財（美術工芸品）・重要有形民俗文化財等をすべて収蔵する県立博物館や県立美術館において、引き続き重要文化財等の公開承認施設として適切な保存環境等の下で保管・公開するとともに、必要に応じて修理等を実施。

### ③史跡名勝天然記念物

- ・適切に維持管理するとともに、特に吉備路風土記の丘にあるこうもり塚古墳や国分尼寺跡について、周辺の大規模古墳等を含む吉備路全体の更なる魅力向上を見据え、保存活用計画の早期策定や、豊かな歴史や自然を体感できる場として、関係市と協力しながら調査・整備・活用を推進。

※岡山後楽園、旧岡山藩藩学、佐古田古墳、久米廃寺跡、備中松山城御根小屋跡等

### (2) 国指定・県指定文化財所有者への支援

- ・適切な周期による保存修理に必要な財源確保に努めるとともに、限られた財源を最大限効果的に活用する観点から、県費補助制度の枠組や運用方法の見直し、民間団体等の助成金やクラウドファンディングの活用など、所有者の資金調達方法の拡大のための情報提供等に努める。
- ・また、所有者による保存活用計画の作成に当たっては、作成段階から積極的に支援。
- ・さらに、県民等が様々な形態で文化財に親しめる機会を確保・提供。

## 3 文化財の活用

### (1) 教育

- ・歴史文化を物語る文化財を通して生まれ育った岡山への理解を深め、郷土を大切に思う心、郷土への愛着や誇りを持てるような環境づくりを推進。
- ・学校教育や高等教育、社会教育における文化財の役割や活用例等を記載。
- ・文化財を大切にすることの意義を理解し、継承の大切さを生涯にわたって学ぶことができるよう、伝統・文化や文化財保護に関する教育普及活動を進め、より多くの県民が郷土の文化財に触れ、学び、親しむ機会を充実。

### (2) 人材育成

- ・社会状況の変化に対応しながら、文化財の担い手を広く外部から受け入れるなど、担い手不足解消に向けた好事例を積極的に収集・分析・検討し紹介。
- ・(一社)岡山県建築士会により現在進められている文化財建造物の専門家養成に加え、他の文化財分野でも、大学等と連携しながら、地域の文化財を掘り起こし、保存・活用にあたることのできる専門人材を養成。

### (3) 地域振興・観光振興

- ・文化財の確実な保存を前提としつつ、地域活性化の核として積極的な活用を進めていくため、修理・美装化等により観光資源としての質の向上を推進
- ・全国第2位の6件の日本遺産を効果的に活用し、周辺地域等への波及に取り組む。

### (4) 情報発信

- ・文化財の解説板等について、文化財自体の説明に留まらず、その背景等を具体的に記述するなど日本語表記の改善を図るとともに、外国人でも理解できるよう工夫しながら多言語化を推進。
- ・また、映像資料や疑似体験可能なVR等含め、ICT活用による積極的情報発信を検討。

## 第3章 市町村への支援の方針

- ・地域と密接な関係を持つ市町村は特に重要な役割を担っており、県と市町村が日常的で有効な協力関係を構築する中で、文化財保護法第183条の3第1項に基づく地域計画の全市町村作成を目指し支援。

### 1 保存・活用に関する支援方針

- ・経費補助予算の確保や、クラウドファンディングなどの新たな資金調達手法についての情報提供等に努める。
- ・地域の多様な文化財の掘り起こしを支援するため、市町村の実施する調査・把握に専門的見地から助言を行うとともに、専門家との仲介・調整等に積極的に関与。

### 2 地域計画作成に関する支援

- ・市町村が相互に矛盾なく、同じ方針の下に地域計画を作成できるよう、県からアドバイザー等として参画するなど、積極的に支援できる体制を整備。
- ・市町村からの相談に応じて、国や県等の関係機関、民間団体等との連絡・調整を実施。

### 3 専門職を配置していない市町村への支援

- ・専門職員が未配置の1市5町2村に関しては、新たな文化財の保存・活用時代への対応を見据えた専門職員配置の必要性を訴えながら、その採用・配置を働きかけるとともに、体制整備が図られるまでの期間は、応急的な支援として、文化財に係る諸手続・調査や、地域計画作成等への技術指導等により支援。

#### 4 建築基準法適用除外を検討する場合の支援

- ・建築基準法適用除外のための基準案の作成や適合性の審査などを担う県歴史的建造物委員会に、県文化財課職員が参画し、そこで得られた知見等に基づき、市町村に助言。

### 第4章 防災・災害発生時の対応等

- ・文化財所有者が行う日常管理のための手引きや防災対策マニュアルに基づき、注意喚起・働きかけを行い、H31.4月現在の防火設備設置率は97.5%となっており、今後、防火設備の設置率が向上するよう、所有者・管理者に働きかけ、100%の達成を目指す。

#### 1 『文化財所有者のための防災対策マニュアル』

- ・平常時の予防策・対応策や災害直後の対応について、取るべき一般的な対応の記載や、防火・防犯対策チェックリストを付したマニュアルを配布し、防災対策の啓発に努めるとともに、マニュアルの内容については、必要に応じて適宜改訂。

#### 2 岡山県文化財等救済ネットワーク

- ・H26.3設置の「岡山県文化財等救済ネットワーク」について、大学や博物館、各種法人、行政機関等の関係団体が連携し、平常時の備えや大規模災害発生時の情報の収集・提供、レスキュー活動等の緊急対応を円滑に実施できるよう適切に運営。

#### 3 中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた総合支援計画

- ・H25.12申し合わせにより「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた総合支援計画」を作成しており、指定文化財やその保管施設等の情報共有を図りながら、大規模災害等発生時には、被災地の要請により救済活動支援を実施。

#### 4 平成30年7月西日本豪雨災害を教訓とする今後の取組の方向性

- ・救済すべき未指定文化財等の所在情報がほとんどなく、被災状況の把握に時間を要したことから、市町村と連携して未指定文化財の把握を進めるとともに、救済活動を担える人材の養成や、救済文化財の一時保管施設等の確保を推進。

### 第5章 文化財の保存・活用の推進体制

#### 1 推進体制（業務内容・職員数等）

- ・県、文化財保護審議会、関係団体等について、業務内容等を明記。
- ・市町村との連携内容を明記。

#### 2 今後の体制整備の方針

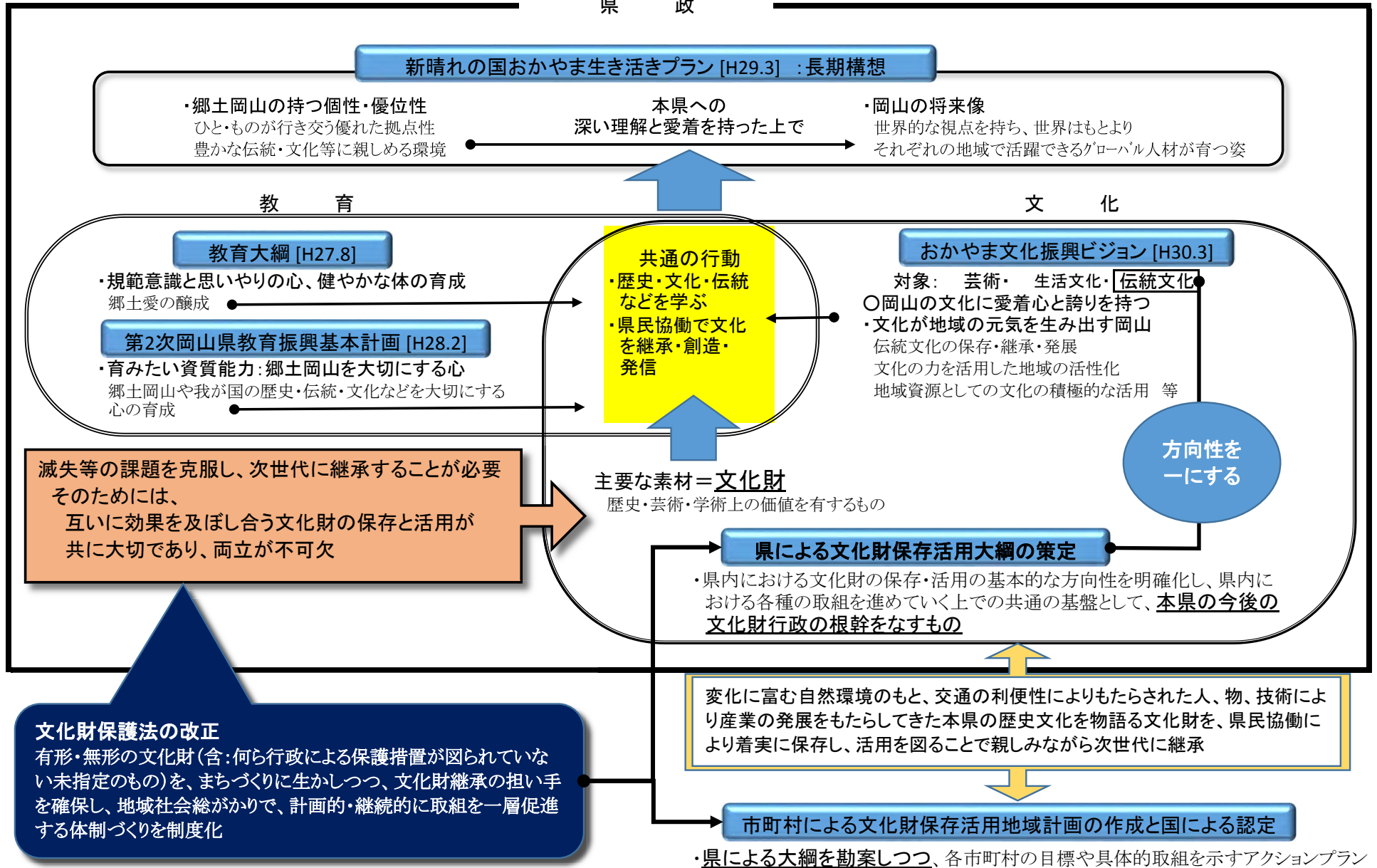
- ・県・市町村の文化財担当職員の大半は埋蔵文化財専門職員であり、建造物や美術工芸品、民俗文化財等の専門職員はほとんどいない実態。
- ・県埋蔵文化財専門職員について、国の「文化財マネジメント職員養成研修」への積極的な参加による専門能力向上を図るとともに、年齢構成の偏在解消に向け、計画的に専門職員を採用・配置。
- ・また、県立博物館には市町村等支援の役割も求められており、計画的に専門性の高い学芸員を採用・配置。
- ・さらに、文化財建造物の指定が多い本県の現状を踏まえ、文化財関係部署への建築に係る専門職員の配置等を検討。

#### ◆ 今後のスケジュール

- R1.10.4 教育委員会において協議
  - R1.10.15 文教委員会において協議・報告
  - R1.11.8 教育委員会において決定（国・市町村に送付・公表）
- 県大綱を踏まえ、市町村の地域計画等の作成が推進されるよう働きかけ・支援

# 文化財保存活用大綱の各種プラン等との関係性と位置付け ～イメージ～

県 政



本県大綱が示す文化財の保存・活用の方向性等 ～イメージ～

歴史文化を物語る文化財を次世代に確実に継承することが使命

郷土を大切に思う  
心の醸成に寄与

本県の特徴

- ① 古代から文化の栄えた地
- ② 中四国の交通の結節点
- ③ ものづくり産業
- ④ 先駆的な教育
- ⑤ 農業先進地

本県の多様な歴史文化は、

変化に富む地形や自然環境の下、

※自然環境

北部の中国山地～吉備高原、平野と緩やかに南に傾斜しながら瀬戸内海にのぞみ、その間を三大河川が南流

豊富な水資源や地域特有の地下資源により、製鉄や製陶、製塩等の生産を発展させ、

さらに、交通の利便性による他地域との様々な交流により育まれた。

※交通

東西交流の大動脈としての瀬戸内海や河川交通、山陽道等の陸上交通の発達

継承への課題

- ・県内文化財の総合的な調査・研究
- ・耐震化の推進や防火・防犯設備の充実
- ・新たな用途への活用(教育・地域活性化等)
- ・適切な周期による修理
- ・文化財継承の担い手やヘリテージマネージャーの育成
- ・分かりやすく効果的な情報発信

克服

将来像方針

- ・県民が岡山の文化財に関心と愛着心を持ち、その継承・発信の主体として協働して活動できる環境づくりを進め、
- ・地域振興・観光振興等に活かすとともに、豊かで特色ある文化財が人々の心の豊かさや活力を一層向上させ、郷土を大切に思う心が育まれるといった好循環が生み出されている姿を目指し、
- ・課題克服に向けた取組を、文化財の本質や時代、地域の特徴を見据え柔軟に推進

講ずる措置等

文化財の調査・指定

- ・「祭り・行事」「名勝」「生産遺跡」等の調査・記録措置等
- ・民家建築、近世の絵画・古文書、中世城郭、名勝、民俗芸能等の指定、無形文化財の保持者認定の推進等

文化財の修理・整備

- ・県所有・管理文化財:県内率先モデルとして、保存・活用計画の策定や整備を積極的に推進
- ・所有者支援:保存修理に必要な補助財源の確保や資金調達方法の拡大を検討等

活 用

【教育】生まれ育った岡山への理解を深め、郷土への愛着・誇りを持てるような環境づくりを進めるため、様々な教育の場を通して、本物の文化財に触れ、学び、親しむ機会などを充実

【人材育成】文化財建造物の専門人材に加え、大学等と連携し、その他の分野の専門人材も育成

【地域振興・観光振興】確実な保存を前提としつつ、修理・美装化等により観光資源等としての質の向上を推進。また、全国有数の日本遺産を効果的に活用しながら、周辺地域等への波及を推進

【情報発信】分かりやすい文化財の解説や多言語化、ICT活用による積極的な情報発信を推進

市町村支援

- ・保存・活用推進や地域計画作成に向け、財政的・人的支援の充実に努めるなど積極的に関与

防災・災害発生時の対応

- ・防災対策マニュアルや県文化財等救済ネットワークなどによる平時の備えと非常時の対応力向上

後押し

体制整備

埋蔵文化財専門職員や学芸員の計画的な採用・配置など、時宜に応じて組織体制を整備

# 岡山県文化財保存活用大綱 (案)

令和元年10月

岡山県教育委員会

## 岡山県文化財保存活用大綱（案）

<目次>

### 序章

1 大綱策定の背景と目的	1
2 文化財の保存と活用の考え方	5
3 大綱の位置付け	5

### 第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 岡山県の概要	6
（1）県の特徴	8
（2）エリアごとの特徴（現在の各県民局管轄地域単位）	10
2 歴史文化の特徴と文化財の概要	11
（1）地質・動植物	11
（2）歴史文化	12
3 文化財の保存・活用に関する課題	19
（1）県内文化財の総合的な調査・研究	19
（2）適切な周期による修理	19
（3）耐震化の推進や防火・防犯設備の充実	20
（4）文化財継承の担い手やヘリテージマネージャーの育成	20
（5）新たな用途への活用	20
（6）分かりやすく効果的な情報発信	20
4 今後目指すべき方向性・将来像	21
5 文化財の保存・活用の方針	21

### 第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 文化財の調査・指定	22
（1）これまでに実施してきた調査と今後実施すべき調査	22
（2）県指定の現状と今後の方針	24
2 文化財の修理・整備	26
（1）県が所有又は管理団体に指定されている国指定及び県指定文化財	26
（2）国指定・県指定文化財所有者への支援	28
3 文化財の活用	29
（1）教育	29



(2) 人材育成	30
(3) 地域振興・観光振興	30
(4) 情報発信	31

### 第3章 市町村への支援の方針

1 保存・活用に関する支援方針	32
2 地域計画作成に関する支援	32
3 専門職を配置していない市町村への支援	32
4 建築基準法適用除外を検討する場合の支援	32

### 第4章 防災・災害発生時の対応等

1 『文化財所有者のための防災対策マニュアル』	33
2 岡山県文化財等救済ネットワーク	33
(1) 構成団体	33
(2) 活動内容	34
(3) 県の役割	34
3 中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた総合支援計画	34
4 平成30年7月西日本豪雨災害を教訓とする今後の取組の方向性	34

### 第5章 文化財の保存・活用の推進体制

1 推進体制	35
(1) 県	35
(2) 岡山県文化財保護審議会	38
(3) 岡山県文化振興審議会	38
(4) 文化財保護指導委員	39
(5) その他民間団体等	39
(6) 市町村との連携	41
2 今後の体制整備の方針	42

### <参考資料>

1 国・県指定文化財一覧	
2 平成30年7月西日本豪雨災害での活動実績	

## 序 章

### 1 大綱策定の背景と目的

文化財は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産である。今もなお、多くの有形・無形の文化財に触れることができるのは、先人の不断の努力による恩恵であり、文化財を確実に次世代に継承していくことは、県民共通の責務である。また、国際社会の一員として文化財の保護に係る世界的な動向を踏まえることも重要である。

また文化財は、地域に住む人々がその歴史や文化を認識し、魅力あふれる地域づくりを行う礎となり、コミュニティの活性化に寄与するものである。国においては昭和25(1950)年施行の文化財保護法、県においては昭和50(1975)年施行の岡山県文化財保護条例に基づき、有形・無形の文化財の指定や保護措置等を体系的に講じ、文化財の所有者や保存団体、地域住民等の尽力によって文化財保護の成果を上げてきた。

一方で、文化財を取り巻く環境は大きく変化してきており、社会環境の変化や価値観の多様化、特に過疎化・少子化・高齢化に伴う人口減少等（※）を受けて、長い歴史の中で伝えられてきた文化財を、次世代に継承していくことが困難になってきているとともに、地域や人々の暮らしの中に埋もれている未指定文化財については、その価値が見いだされないうまま失われつつあるとの指摘もある。こうしたことから、未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで文化財の保存・活用に取り組んでいくことのできる体制づくりが急務である。

国では、平成29(2017)年から文化審議会において検討が行われ、「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用のあり方について（第一次答申）」が取りまとめられ、これを踏まえ、平成30(2018)年の文化財保護法の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画等の文化庁長官による認定等が制度化された。文化財保存活用大綱等の策定により、岡山県では、中・長期的な観点から文化財の保存・活用のための取組を計画的・継続的に実施することができるようになり、文化財行政が目指す方向性や取組の内容が明示されるほか、文化財の専門家のみならず地域の多くの人々が参加できる文化財の次世代への継承に向けた取組が促進されることとなる。

また、本県においては、平成29(2017)年度から4年間の県政推進の羅針盤である「新晴れの国おかやま生き生きプラン」等を踏まえながら、平成30(2018)年3月に文化の振興に関する基本的な計画として、「おかやま文化振興ビジョン(2018～2027)」を策定し、「文化が地域の元気を生み出す岡山」などを基本方針に掲げ、「伝統文化の保存

・継承・発展」、「文化の力を活用した地域の活性化」、「地域資源としての文化の積極的な活用」などの取組を積極的に進めているところである。大綱は、こうした計画と方向性を一にし、県内市町村等と文化財の保存・活用に関して相互に矛盾なく同じ方針の下に取組を進めることで、先人から受け継がれた文化財を確実に保存することを前提としつつ、その活用を図るために策定するものである。

※関連指標

- ・都道府県間の人口移動状況（転入数－転出数）  
△2,182人（全国20位）（総務省「住民基本台帳人口移動報告」平成29(2017)年）
- ・合計特殊出生率  
1.56人（全国16位、全国平均1.44人）（厚生労働省「人口動態統計」平成28(2016)年）
- ・老年人口（65歳以上）の割合  
28.7%（全国24位、全国平均26.6%）（総務省「平成27(2015)年国勢調査」）

**【 参 考 】**

○「新晴れの国おかやま 生き生きプラン」（平成29(2017)年度～令和2(2020)年度）【抜粋】

第2章 岡山の将来像（長期構想）

2 岡山の発展可能性

○ひと・ものが行き交う優れた拠点性

本県は山陽道のほぼ中央に位置し、東は近畿、西は広島を経て北九州につながり、南は瀬戸内海を挟んで四国に、北は山陰地方に接し、中四国地方の交通の要衝として古くから重要な位置にあり、ひと・ものが活発に行き交う地域として発展してきました。

現在も、瀬戸大橋をはじめ、縦横に延びる高速道路網や、新幹線、JR岡山駅から東西南北に7本の在来線が交わる鉄道網、地方管理空港では最長の3,000m滑走路を有する岡山空港、国際バルク戦略港湾として国際的機能がますます高まる水島港など、全国でもまれに見る交通基盤が充実した地域であり、世界を視野に入れた陸海空の広域交通網のクロスポイントとなっています。

○豊かな伝統文化とスポーツに親しめる環境

本県は、古くから吉備文化発祥の地として栄え、全国第4位の規模を誇る造山古墳をはじめ、多くの史跡が残っています。

千年の歴史を誇る備前焼、幾多の名品を産んだ備前刀などの工芸品、白石踊、備中神楽、大宮踊などの伝統芸能、西大寺会陽や加茂大祭などの伝統行事など、

長い歴史に支えられた多様で個性豊かな地域文化を育んできました。

### 3 2030年頃の目指すべき岡山の姿

#### (1) すべての県民が明るい笑顔で暮らす岡山

##### ①子どもたちが前向きに伸び伸びと学んでいる地域

道徳教育の充実による規範意識の確立で、学校に規律が取り戻されています。また、規範意識と思いやりの心、生まれ育った郷土への愛着と誇りを持った子どもたちが、困難をも糧として前向きにたくましく、未来に対する希望を持って、伸び伸びと学んでいます。

さらに、競争が激化する国際社会において、本県への深い理解と愛着を持った上で、世界的な視野を持ち、世界はもとより、それぞれの地域で、大きく羽ばたき活躍できるグローバル人材が育っています。

### 第3章 行動計画

#### 重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興

##### ③観光振興プログラム「観光資源としての自然や文化の積極的な活用」

豊かな自然や優れた景観、歴史遺産、伝統文化など地域固有の文化資源等の適切な保存・継承、自然公園の魅力向上や、文化イベントの充実などを通じて、オンリーワンの観光資源として磨き上げ、積極的な活用に取り組みます。

### ○「第2次岡山県教育振興基本計画」(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)【抜粋】

#### 第1章 第2次岡山県教育振興基本計画の策定に当たって

#### 2 育みたい資質能力

##### (3) 郷土岡山を大切にすること

- ・郷土岡山や我が国の歴史・伝統・文化などを大切にすること

郷土岡山や我が国の歴史・伝統・文化などを学ぶことにより、郷土岡山を大切に思う心や、郷土岡山を全国、そして世界に発信する態度を育みます。

#### 第3章 計画期間に取り組む施策の基本的方向

#### 5 生涯学習環境の整備と文化・スポーツの振興

##### (2) 文化創造活動の振興と文化財の保存・活用

- ・文化財の保存・活用

岡山県内に所在する文化財の把握と価値付け等を行うため、県、市町村等の連携により、調査・研究を進め、適切な文化財の指定や保全を図るなど、主要な文化財の保存・継承を推進するとともに、それらを活用した地域づくり等を促進します。また、子どもたちをはじめ、より多くの県民が郷土の文化遺産に

触れ、学び、親しむことができる機会を充実させるとともに、文化財保護・継承活動の担い手の育成を図ります。

○「おokayama文化振興ビジョン(2018～2027)」(平成30(2018)年度～令和9(2027)年度) 【抜粋】

Ⅲ 基本目標

「人が文化をつくり、文化が人をつくる岡山」

(前文省略)

県民一人ひとりが岡山の文化に愛着心と誇りを持ち、県民の協働によって岡山の文化を継承・創造・発信しながら発展させていきます。そして、その豊かで特色ある岡山の文化が人々の心の豊かさや活力を一層向上させます。このような好循環が県民の自由な発想と活発な文化活動によって生み出され、岡山の文化の質がさらに高まっていくことを目指します。

Ⅳ 基本方針

2 文化が地域の元気を生み出す岡山

文化の持つ力は、県民の自信と活力を高め、新しい価値を創造する源であり、豊かな地域づくりに欠かすことができません。

また、地域固有の歴史と風土の中で育まれてきた伝統文化や、歴史的なまちなみ、集落や都市の景観、自然環境等は、県民の誇りと心のよりどころであり県民共有の財産です。

文化の持つ力でこれらの地域の魅力や価値をさらに掘り起こし、地域の特色や魅力を生かした取組を展開することで、観光や地域産業の活性化など、豊かな地域づくりにも文化の力を生かしていきます。

Ⅴ 具体的施策

2 文化が地域の元気を生み出す岡山

(1) 伝統文化の保存・継承・発展

岡山県には、「岡山後楽園」「吉備津神社」「旧閑谷学校」などの文化財や、「備前焼」「備前刀」などの伝統工芸、「備中神楽」「白石踊」「横仙歌舞伎」などの伝統芸能など全国に誇る豊かな伝統文化があります。

このような穏やかで恵み豊かな自然・風土が、古代吉備以来、各時代に多彩な文化を育んできた岡山県の歴史を物語る文化遺産を、県民共有の財産として適切に保存し、その中に含まれる先人の知恵を汲み出し、本質を学び、そして次世代に継承するとともに、今に生きる文化として発展させ、積極的な活用を図ります。

## (2) 文化の力を活用した地域の活性化

地域の風土に根ざし、先人が守り伝えてきた様々な伝統文化や、地域固有の全国に誇りうる文化資源を改めて認識し、民間団体、NPO、大学等と連携しながら、地域で芽吹く新たな創造活動の活性化に努め、文化の力による地域のにぎわいの創出を促進します。

## (3) 地域資源としての文化の積極的な活用

地域の文化資源に内在する先人の英知や創造性などを活用して、観光産業・繊維産業をはじめ、文化財等の情報を効果的に発信し、文化を通じて地域の魅力を高めます。

## 2 文化財の保存と活用の考え方

文化財保護法は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」（第1条）と規定している。このことは、保存と活用はともに文化財保護を図る上での重要な柱であることを示している。

文化財は、有形・無形の多種多様な文化的所産からなり、取扱いに細心の注意が必要な文化財があり、社会の中で適切に活用されることで継承が図られる文化財も存在する。文化財は一度壊れてしまえば永遠に失われてしまうため、それぞれの文化財の種類・性質についての正しい認識の下に、適切な取扱いがなされることが必要である。

また、保存と活用は互いに効果を及ぼし合いながら、文化財の継承につなげるべきもので、単純な二項対立ではない。保存に悪影響を及ぼすような活用があってはならない一方で、適切な活用により文化財の大切さを多くの人々に伝え、理解を促進していくことが不可欠であるなど、文化財の保存と活用は共に、次世代への継承という目的を達成するために必要なものである。

また、文化財はそれ単体で形成されたものではなく、自然環境や周囲の景観、地域の歴史、そこで行われる人々の伝統的な活動などと密接に関連している場合があるため、文化財そのものだけでなく、それを取り巻く周囲の環境を一体的に捉え、保存・活用していく視点も重要である。

## 3 大綱の位置付け

本大綱は、文化財保護法第183条の2第1項に定める「県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」としての役割を担うもので、本県における文化財の総合的な保存・活用の基本的な方向性を明確化し、各種の取組を進めてい

く上での共通の基盤として、今後の本県文化財行政の根幹をなすものである。

なお、大綱の期間は設けないが、社会状況の変化や関連する計画の改訂等に応じて、適時見直しを図るものとする。

#### 【岡山県文化財保存活用大綱策定までの経過】

平成31年 4月	改正文化財保護法施行
令和元年 6月	関係団体等への意見聴取（1回目）
令和元年 8月	関係団体等への意見聴取（2回目）
令和元年10月	岡山県文化財保存活用大綱（案）策定

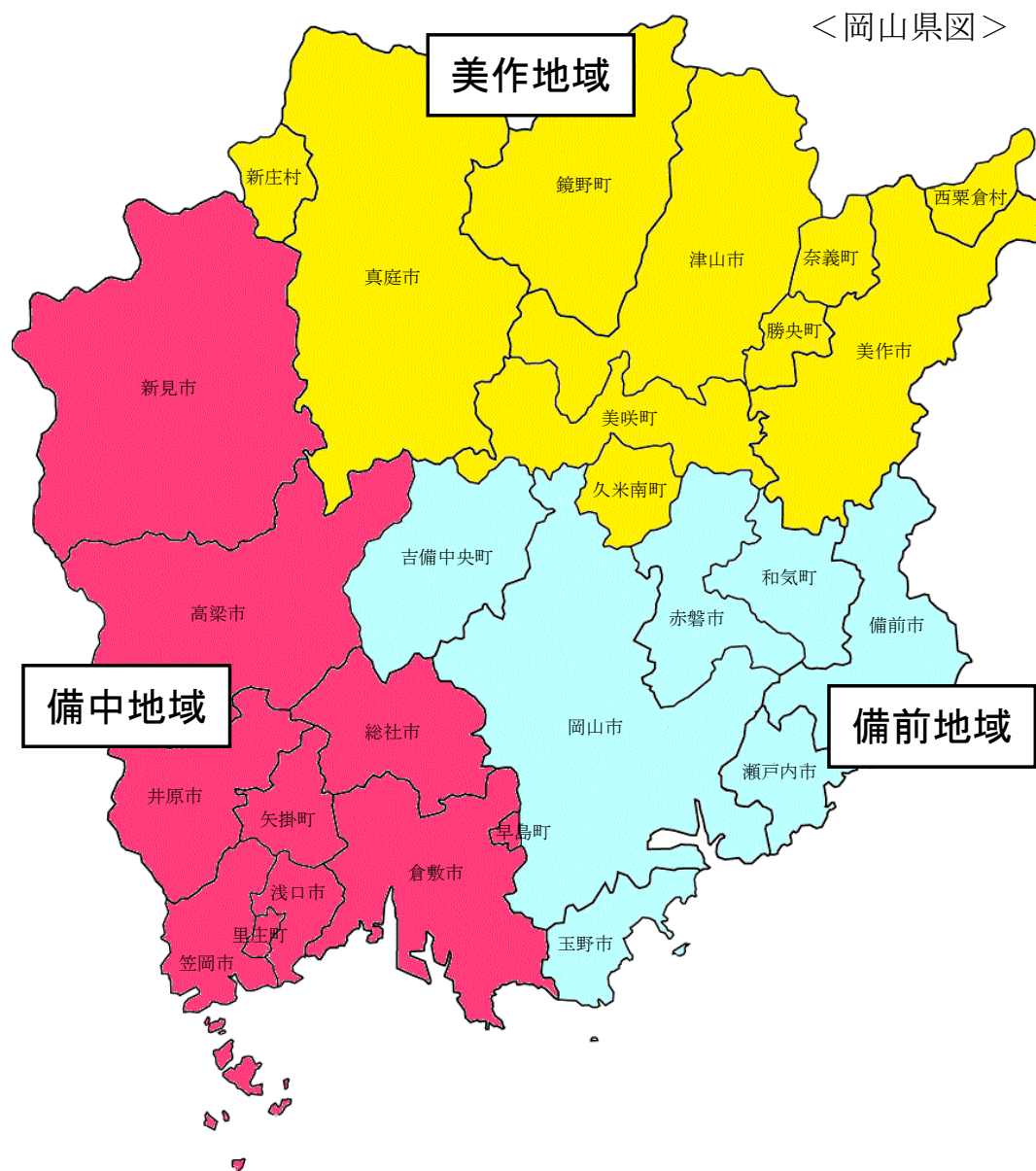
## 第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

### 1 岡山県の概要

本県は中国地方の東部に位置する。東は近畿圏の兵庫県、西は広島県、北は鳥取県と接する。南は瀬戸内海を介して香川県と接する。また、近畿と九州北部を結ぶ陸路や海路は、古くから国内外に繋がる重要な東西交通路であり、本県はその中間地点に位置する。県境では険しい地形もあるが、比較的勾配の緩やかな場所を利用した道路や鉄道、海や河川の水運など、東西に加え南北周辺地域との交流が容易な一面もある。現在も瀬戸大橋を含む高速道路網や鉄道網、さらには空路等が整備され、交通の結節点として位置付けられる。

地形や気候は県の南北で大きく異なる。北部の中国山地から中央部の吉備高原や盆地、その間を流れる大小の河川によって形成された沖積平野や人工の干拓地、南部の瀬戸内海沿岸及び島しょ部というように実に変化に富んだ様相を示す。また、一般的に温暖な気候と称される本県の気候であるが、北部では降雪量も多い。

本県の歴史文化は、このような地域ごとの特有な自然環境とそれに適応しながら人々が生活し、各種産業を興し、様々な地域間交流を重ねてきたことで育まれてきた。そこに本県の多様で特色ある歴史文化を見ることができる。



- ・ 総面積 7,114.32 km<sup>2</sup> (国土面積の1.9% 全国第17位)
- ・ 総人口 1,899,739人 (平成30(2018)年10月岡山県毎月流動人口調査)
- ・ 地 形 県北部は、中国山地と盆地、中部は吉備高原などの丘陵地、南部は平野に大きく分けられる。県北部は山と温泉に、南部は穏やかな海と多島美に恵まれ、美しく彩られた瀬戸内海が広がる。
- ・ 河 川 中国山地を水源とする3つの河川(吉井川、旭川、高梁川)は、良質で豊かな水を常にたたえ、生活用水、工業用水、農業用水として利用されている。
- ・ 人口分布 岡山市と倉敷市に約120万人が居住し、県の人口の約63%が集中している。



## (1) 県の特徴

### ①古代から文化の栄えた地

本県には、11,810基の大小古墳が造られ、その数は全国第5位となっている。墳長120m以上の大型前方後円墳が、奈良県・大阪府に次いで多く、その中の造山古墳は墳長350mと全国第4位の規模を誇る。また、製鉄や製塩等の産業に関連した生産遺跡や、賞田廃寺跡等の寺院遺跡、鬼城山のような古代山城が残されており、古代吉備の地で様々な文化が栄えたことを物語っている。

- ・ 史跡、名勝、天然記念物数(含特別)：72件（全国第14位、全国：3,128件）
- ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地数（平成28年度）：22,266か所（全国第4位、全国：468,835か所）
- ・ 関連日本遺産：「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～（平成30(2018)年認定）

### ②中四国地方の交通の結節点

本県は、古代から県南部に広がる瀬戸内海や、県内を東西・南北にはしる道により、畿内と西国だけではなく、朝鮮半島や中国大陸等の国外と結ばれ、人や物が移動した。また、県内を北から南に向かって流れる高梁川・旭川・吉井川を利用した水運によっても、人や物が運ばれた。明治時代以降は、岡山を起点として中国地方を東西・南北に貫くように鉄道網が整備された。このように、古代から本県が中四国地方の交通・物流の結節点となってきたといえる。

現代では、県内縦横に延びる高速道路網や、瀬戸大橋を通じて四国とつながり、新幹線をはじめ東西南北につながる鉄道、国内外へ飛び立つ岡山空港など、交通基盤が充実している。

- ・ 高速道路延長：325km（全国第9位、全国平均：245km）
- ・ 高速道路整備率(予定路線延長に対する供用延長の割合)：100%（全国第1位、全国平均：82%）
- ・ 関連日本遺産：荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～（平成30(2018)年認定）

### ③ものづくり産業

本県では、古代より製塩・製鉄・製陶が盛んに行われてきた。中世以降には、豊かな森林資源を用いて木地師によって木製品が生産された。また、備前国長船や備中国青江などでは刀剣が鍛えられ、備前国伊部では周辺の土を利用して備前焼が焼かれ、日本国内だけではなく海外へも輸出された。江戸時代に入り、瀬戸内海沿岸部に開発された新田で栽培された綿花を用いる繊維産業が盛んになった。

こうした歴史を背景に、全国に比べ製造業などの第2次産業の生産額割合が高い。水島工業地帯には、石油、化学、鉄鋼など幅広い分野の高度な技術力を有する大企業が集積しており、県内製造品出荷額の約5割を占める。

・岡山県製造品出荷額等：7,788,634百万円(うち水島工業地帯47.4%) (経済産業省「平成28(2016)年経済センサス-活動調査」)

・刀剣の国宝指定数：備前刀・備中刀 52口 (全国第1位、約42%)

・関連日本遺産：一輪の綿花から始まる倉敷物語～和と洋が織りなす繊維のまち～ (平成29(2017)年認定)、きっと恋する六古窯－日本生まれ日本育ちのやきもの産地－ (平成29(2017)年認定)、知ってる!?悠久の時間が流れる石の島～海を越え、日本の礎を築いたせとうち備讃諸島～ (令和元(2019)年認定)

#### ④先駆的な教育

岡山藩主池田光政は、政治を行うために人間形成の上で教育が大切であるととらえ、寛文9(1669)年に造られた藩学校で武士の子弟を育てた。また、寛文10(1670)年には、日本で初めて庶民を対象にした閑谷学校が造られ、武士以外にも学習する場が設けられた。また、寺子屋・私塾とも全国と比較して多くの数が設置され、明治時代に入ると、女子中等教育機関が多く設置されるなど、江戸時代に引き続き教育を重んじてきた。

こうした教育を重んじる伝統は、多くの大学・短大が集積し、本県の成長・発展を担う人材づくりを大切にする基盤へと受け継がれている。

・江戸時代の寺子屋・私塾数：寺子屋1,031校 (全国第3位)、私塾144か所 (全国第1位) (『日本教育史資料』明治16(1883)年調査)

・関連日本遺産：近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－ (平成27(2015)年認定)

#### ⑤農業先進地

江戸時代には、県南部を中心に遠浅の瀬戸内海を埋め立てて新田開発が行われ、稲作だけではなく、綿花や菜種等が栽培された。明治時代に入ると、効率よく農業を行うために大型農機具の導入が行われ農業の機械化が促進された。また、降水量が少なく、温暖な気候を生かして、全国有数の質の高い農業が営まれてきた。

清水白桃、マスカット、ピオーネは栽培面積、品質とも全国一を誇っており、海外でも岡山ブランドとして高く評価されている。

・清水白桃：栽培面積235ha (全国第1位、シェア65.1%)

・マスカット・オブ・アレキサンドリア：栽培面積59ha (全国第1位、シェア98.2%)

- ・ピオーネ：栽培面積914ha（全国第1位、シェア739.4%）
- ・関連日本遺産：一輪の綿花から始まる倉敷物語～和と洋が織りなす繊維のまち～（平成29(2017)年認定）、「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～（平成30(2018)年認定）

## （２）エリアごとの特色（現在の各県民局管轄地域単位）

### ①備前地域

備前地域は、県南東部に位置し、旭川と吉井川の流域に、西日本屈指の広大で肥沃な岡山平野が広がっている。また、人口は約92万人で県全体の約5割を占め、拠点性が高い岡山市とその周辺は人口集積が見られるが、離島や北部、東部の中山間地域では過疎化が進んでいる。

産業面では、平野部での県下最大規模の米麦栽培や、白桃、ぶどうなどの果物の他にも、なす、黄ニラ、カキなど競争力のある農林水産物が生産されるとともに、備前焼などの工芸品が作られている。また、県都岡山市は、医療、交通、教育、大規模商業施設など様々な都市機能を備え、中四国の拠点として、さらなる発展が期待されている。

観光面では、岡山後楽園、岡山城などを核とした岡山カルチャーゾーンや、日本遺産旧閑谷学校、吉備津神社といった歴史ある観光資源を有するほか、西大寺会陽や加茂大祭などの個性豊かな伝統行事に加え、瀬戸内海を舞台として開催される瀬戸内国際芸術祭や岡山市中心部で開催の岡山芸術交流など、新たな魅力も創出されている。

### ②備中地域

備中地域は、県のほぼ西半分にあたり、県三大河川の一つの高梁川が南北に貫流し、北部の中国山地、中部の吉備高原、南部の岡山平野、瀬戸内海と起伏に富む地形を形成する。人口は約76万人で県全体の約4割を占め、拠点性が高い倉敷市及び周辺近郊地域には人口集積が見られるが、中山間地域では過疎化が進んでいる。高齢化率については、約30%と県平均より高く、さらに県北地域では約40%となっている。また、東西南北に伸びる高速道路や鉄道網、国際拠点港湾水島港など地域を支える交通基盤に恵まれていることから、県総合流通センターなどの広域物流拠点が集積している。

産業活動については、県経済に圧倒的な比重を占める水島コンビナートの重化学工業から、児島・井原の繊維など伝統ある地場産業まで、多彩に展開されている。

また、倉敷美観地区、瀬戸内海など世界に誇る観光地や高梁吹屋地区などの伝統的町並み、吉備路の古墳群などの文化遺産、備中神楽や白石踊などの伝統芸能など個性

豊かな文化を有するほか、白桃、ぶどうなどの果物をはじめ、トマトや千屋牛、タコなどの優れた農林水産物に恵まれている。

### ③美作地域

美作地域は県北東部に位置し、面積は県の約4割を占め、そのうち約93%が中山間地域となっている。また、人口は約22万人であるが、65歳以上の高齢者が約35%を占め、県平均を上回る速さで高齢化が進行している。

地域の基幹産業である農林業は、主要品目である黒大豆や生乳、黒豚などの生産が県全体の5割以上を占めるとともに、高品質なスギやヒノキを産出し、西日本有数の木材加工産地を形成している。一方、商工業は、商品販売型、製造品出荷額とも県全体の1割未満に留まっている。

観光面では、県内有数の観光地である蒜山高原をはじめ、鶴山公園や美作三湯、奥津溪など多くの優れた観光資源を有するとともに、豊かな自然の中で、森林浴、登山やキャンプ、スキー、スノーボードなどを楽しむことができる。

## 2 歴史文化の特徴と文化財の概要

本県の地形や自然環境は変化に富み、それぞれの地域に適応した生活が行われてきた。自然と産業の関係も深く、山間部の森林資源は林業や木工生産を、比較的温暖な気候は農業を繁栄させた。豊富な水資源は農業や工業を支え、地域特有の地下資源は製鉄や製陶などを発展させた。また沿岸部では漁業だけでなく、製塩も盛んに行われた。

県境の山と海は周辺地域との関係に制約を与え、内側にある各地域の関係を深める要因となったが、一方で、国内外に繋がる東西交通の大動脈である瀬戸内海や古代以来の山陽道のような陸路の中間地点に位置することは重要であった。この他にも河川等の水上交通や陸上交通によって日本海側の地域や四国地域とも繋がり、交通の結節点として発展した。その利便性から他地域との様々な交流により多様な歴史文化が育まれた。

### (1) 地質・動植物

地質を概観すると、花崗岩が広く分布し、沿岸部や島しょ部では瀬戸内海特有の美観を構成している。また山間部の溪谷では、豪溪（総社市・吉備中央町、名勝）や奥津溪（鏡野町、名勝）のように、花崗岩と新緑・紅葉が織りなす美しい景観を見ることが出来る。一方、産業との関わりでは、石材として建造物等に利用されるだけでない

く、木材の豊富な中国山地では風化した真砂土から砂鉄を取り出して製鉄が盛んに行われた。

他にも県南東部では流紋岩山地から産出するロウ石によって耐火レンガ工業が成立した。県北西部には石灰岩地帯特有のカルスト地形があり、鍾乳洞や羅生門（新見市、天然記念物）のような巨大な天然橋を見ることができる。石灰岩にも多様な用途があり人との繋がり強い。また、県下にはいくつか銅山があり、中でも高梁市の吉岡銅山跡は、早くから近代技術で経営された全国有数の銅山の一つである。近くの吹屋は硫化鉄鉱からベンガラ生産を行い繁栄した。

動植物については、県北部では、旭川上流域に国内でも数が少ないオオサンショウウオ生息地（真庭市、天然記念物）、吉備高原の一角には西日本の代表的な湿原である鯉ヶ窪湿生植物群落（新見市、天然記念物）がある。県南部では、干拓の進んだ笠岡湾の一部にカブトガニ繁殖地（笠岡市、天然記念物）があり、吉井川や旭川の下流域にはアユモドキ（天然記念物）が生息する。

＜その他の主な文化財＞白石島（笠岡市、名勝）、鬼ヶ嶽（井原市・矢掛町、名勝）、象岩（倉敷市、天然記念物）、大賀の押被（高梁市、天然記念物）、菩提寺のイチョウ（奈義町、天然記念物）等

※以下【生】は生活、【政】は政治、【産】は産業、【宗】は宗教、【交】は交通に関連することを示す。

## （２）歴史文化

### 〔旧石器時代〕

この時代の気候は寒冷で、現在の瀬戸内海は平原であった。地引網漁で引き上げられた化石からは、ナウマンゾウやオオツノジカ等の大型哺乳類が生息していたことが分かる。

本県最古の人の活動痕跡は、約3万年前までさかのぼる。恩原遺跡（鏡野町、【生】県史跡）では、その頃に降り積もった火山灰層の下でナイフ形石器等が出土した。石器には県外産の様々な石材が使用され、他地域独自の製作技法が認められるなど広域を移動した人々の生活が推測できる。

### 〔縄文時代〕

気候の温暖化に伴い瀬戸内海が形成され、動植物の様相も変化した。環境変化が生活や生業に与えた影響は大きく、イノシシやシカ等の中型哺乳類が主な狩猟対象となり、植物や魚介類の食糧獲得も盛んに行われた。後半期には平野の形成が進み、縄文時代の終わり頃にはその拡大とともに、コメ等の栽培が始まった。

本県では彦崎貝塚（岡山市、【生】史跡）や津雲貝塚（笠岡市、【生】史跡）をはじめとして多くの貝塚が形成され、その数は西日本で第3位である。発掘調査では生活や生業に関わる出土品や埋葬方法なども明らかになっている。その他の遺跡も含め、土器や石器等の一部には他地域と類似するものや他地域産の石材が利用されているものもあり、交流の広さを物語っている。

＜その他の主な文化財＞ 南方前池遺跡（赤磐市、【生】県史跡）等

### 〔弥生時代〕

中国大陸や朝鮮半島から様々な物や技術が流入し、特に本格的な水稻栽培と金属器は生活に大きな変化をもたらした。豊富な水と広い平野を有する本県は水稻栽培に適していた。

津島遺跡（岡山市、【生】史跡）の前期の集落・水田跡をはじめ、その後も多くの遺跡で各時期の水田跡が調査されている。一方で狩猟や漁労も継続して行われていたことが、門田貝塚（瀬戸内市、【生】史跡）などから分かる。中期に児島付近で始まったとされる土器製塩は、生産地域や生産量を拡大しながら古墳時代に継続していく。製塩は県南部を特徴付ける産業の一つである。

鉄器は有効な実用品として使用されるが、この時代はまだ鉄生産には至っていない。青銅器は主に祭祀具として利用され、高塚遺跡では埋納された銅鐸（岡山市、【宗】重要文化財（以下、重文））が出土した。

瀬戸内海などを利用した地域間交流も盛んで、高塚遺跡で出土した中国（新）の貨泉・棒状銅製品（ともに重文附）や、拠点的な集落遺跡での他地域産の土器等もそれを裏付けている。

生産や交流による物資等の集積は、やがて特定個人あるいは特定集団への権力集中に結びつき、それは墳墓に表れている。当時国内最大規模の楯築遺跡（倉敷市、【政】史跡）は全国的に著名である。このような墳墓等では祭祀具として特殊器台や特殊壺が使用される。この土器は後に「吉備」と称される地域（概ね奈良時代以降の備前国・美作国・備中国・備後国の範囲）を中心に分布することから、弥生時代にそうした地域的なまとまりが生まれたことが分かる。

＜その他の主な文化財＞ 旋帯文石（倉敷市、【宗】重文）、沼遺跡（津山市、【生】県史跡）、袈裟襷文銅鐸〔兼基・鳥坂出土〕〔安仁神社裏山出土〕（岡山市、【宗】県重文）、宮山墳墓群 宮山天望古墳（総社市、【政】県史跡）、特殊器台 岡山県総社市宮山遺跡出土（岡山市、【宗】重文）、女男岩遺跡出土台付冢形土器（倉敷市、【宗】県重文）等

## 〔古墳時代〕

日本各地で前方後円墳等の古墳が築かれる。近畿地方は、古墳の規模・内容が圧倒的優位にあり、政治的中心であった。一方、本県の大形前方後円墳を概観すると、前期前半の浦間茶臼山古墳（岡山市、【政】史跡）をはじめ、中期前半の造山古墳（岡山市、【政】史跡）など、各時期で地方最大級の規模を誇るものが多く、造山古墳のように近畿地方の大王墓に匹敵するものもある。ここに、優れた生産力と多様な交流を基盤にして様々な物資や集団を結集した吉備地域の勢力の大きさが表れている。

後期には横穴式石室が導入され、全域に普及する。牟佐大塚古墳（岡山市、【政】史跡）、箭田大塚古墳（倉敷市、【政】史跡）、こうもり塚古墳（総社市、【政】史跡）は吉備の三大巨石墳と呼ばれ、後二者は全国屈指の石室規模を誇る。棺にも吉備の特徴が見られ、県南部に限られた5基の古墳には井原市産の浪形石製家形石棺が使用された。美作地域と備前地域では陶棺が多用され、出土数は全国の7割以上を占める。

生産では須恵器、鉄、塩が重要である。朝鮮半島から新たにもたらされた技術による須恵器生産は中期前半に備中南部で見られるが、本格的な生産は後期になって備前南部で始まる。この技術は後の備前焼へと繋がる。

日本における製鉄の開始は後期後半とされ、砂鉄を原料としていた大蔵池南製鉄遺跡（津山市、【産】県史跡）は代表例である。一方、千引カナクロ谷製鉄遺跡（総社市）や猿喰池製鉄遺跡（赤磐市）等、後期後半から飛鳥時代には鉄鉱石も利用された。

土器製塩は弥生時代から継続して行われた。造山古墳などが築造された中期には一旦衰退するが、後期に再開し、特に後半には備前地域の沿岸部や児島などで最盛期を迎える。

古墳等に政治的関係や多彩な交流が見られる。前期では同じ鋳型で作られた三角縁神獣鏡の共有関係は政治的関係を示し、津寺遺跡（岡山市）のような拠点集落では国内各地の土器等が出土しており、様々な地域との交流が裏付けられている。中期では造山古墳第五号墳（千足古墳）（岡山市、【政】史跡）の横穴式石室や、造山古墳前方部上にある阿蘇溶結凝灰岩製の石棺が肥後地域との結びつきを示す。

＜その他の主な文化財＞作山古墳（総社市、【政】史跡）、両宮山古墳（赤磐市、【政】史跡）、神宮寺山古墳（岡山市、【政】史跡）、坂古田古墳（岡山市、【政】県史跡）、王墓山古墳（倉敷市、【政】県史跡）、勝負砂古墳（倉敷市、【政】県史跡）、美和山古墳群（津山市、【政】史跡）、一丁塚古墳（総社市、【政】県史跡）、丸山古墳（備前市、【政】史跡）・丸山古墳出土遺物（【政】県重文）、築山古墳（瀬戸内市、【政】県史跡）、川東車塚古墳（真庭市、【政】県史跡）、月の輪古墳（美咲町、【政】県史跡）、四ツ塚古墳群（真庭市、【政】史跡）、小枝二号墳出土装飾付陶棺（赤磐市、【政】県重文）等

## [飛鳥時代]

前方後円墳が全国各地から姿を消し、大谷・定古墳群（真庭市、【政】史跡）や二子14号墳（倉敷市）のような方墳が採用された。寺院の建立も始まり、前半の賞田廃寺（岡山市、【宗】史跡）や秦原廃寺（総社市、【宗】史跡）などをはじめ、後半には各地で盛んに行われた。

663年の白村江での敗戦を受けて、大和政権は九州に防人を配し、山城等を築いて唐・新羅の侵攻に備えた。山城は九州北部と瀬戸内海沿岸に集中して築城され、30城近くを数える。日本書紀等の文献に登場しない城も多く、鬼城山（総社市、【政】史跡）と大廻小廻山城跡（岡山市、【政】史跡）もそれに当たる。

なお、この頃には行政区画として称された吉備は、672年の壬申の乱以後に備前国・備中国・備後国に区分された。備前国・備中国が本県の範囲とほぼ重なる。

<その他の主な文化財> 幡多廃寺塔跡（岡山市、【宗】史跡）、蓮華文鬼瓦・四葉蓮華文鑑瓦・花枝文字瓦（倉敷市、【宗】重文）八高廃寺（倉敷市、【宗】県史）、関戸の廃寺跡（笠岡市、【宗】史跡）、栢寺廃寺（総社市、【宗】史跡）、金銅装環頭大刀〔大谷1号墳出土〕（真庭市、【生】県重文）等

## [奈良時代]

和銅6（713）年に備前国の北半部が分割されて美作国が誕生した。各国には国庁が置かれ国府が形成されるが、部分的にでも実態が判明しているのは美作国府だけである。国分寺・国分尼寺については、備前国分寺跡（赤磐市、【宗】史跡）や美作国分寺跡（津山市、【宗】史跡）で発掘調査が進んでいる。

引き続き須恵器、鉄、塩の生産が行われ、寒風古窯跡群（瀬戸内市、【産】史跡）やキナザコ製鉄遺跡（津山市）等が挙げられる。奈良県平城京跡出土の木簡によると、備前国や備中国から鉄や塩等、美作国から鉄や大豆等を租税として納めていたことが分かる。

主要陸路である古代山陽道の実態は十分には分かっていない。設置された駅家に関しては、発掘調査によって毎戸遺跡（矢掛町）が小田駅に比定されているだけである。一方で瀬戸内海航路も重要であり、海上交通の安全を祈願する祭祀の一端が大飛鳥祭祀遺跡出土品（笠岡市、【交・宗】重文）から知ることができる。

本県とゆかりがあり、中央政界で活躍した人物として吉備真備と和気清麻呂が挙げられる。真備については祖母の火葬骨を埋葬した銅壺（和同元年十一月二十七日在銘）（矢掛町、【政】重文）が見つかっている。

<その他の主な文化財> 備中国分寺跡・国分尼寺跡（総社市、【宗】史跡）、熊山遺跡



(赤磐市、【宗】史跡)、下道氏墓(矢掛町、【政】史跡)、唐臼墳墓群(美咲町、【政】県史跡)等

### [平安時代]

藤原摂関家が相伝した鹿田荘や、大和国大安寺領の大安寺荘等の荘園が置かれた。平安時代末期に源氏と平氏が争った際には、本県でも倉敷市水島等で合戦が行われた。平家方として活躍した妹尾兼康については、湛井十二ヶ郷用水を整備したと伝承が残る。また、この時代に作られたとされる赤韋威鎧(兜、大袖付)(【政】国宝)は、平安時代の姿をそのまま伝えており、重要なものである。

<その他の主な文化財>安養寺木造不動明王立像(和気町、【宗】県重文)、安養寺裏山経塚群(倉敷市、【宗】県史跡)等

### [鎌倉時代]

鎌倉仏教の創始者のうち、法然と栄西は本県に誕生した。法然に関連する文化財には、誕生寺御影堂(久米南町、【宗】重文)、法然上人誕生地(久米南町、【宗】県史跡)がある。また、備前国・備中国が、東大寺の再興に尽力した重源に造営料として与えられていた時期があり、万富東大寺瓦窯跡(岡山市、【政】史跡)などで瓦が焼成されたことも知られている。

中世建立の仏教建築には、長福寺三重塔(美作市、【宗】重文)や遍照院三重塔(倉敷市、【宗】重文)等がある。一遍上人絵伝(【宗】国宝)にも登場する瀬戸内市長船では、刀剣が盛んに生産され、無銘一文字(【産】山鳥毛・国宝)等の刀剣が伝わっている。

<その他の主な文化財>五流尊灌院宝塔(倉敷市、【宗】重文)等

### [室町時代]

室町幕府の成立後、守護の力が各地で大きくなり、備前国・美作国では赤松氏が、備中国では細川氏が実権を握る地域が広がった。

備中国に置かれた東寺領荘園新見荘については、荘園経営に関わる文書が、東寺百合文書(【生】国宝)の中に多く残されている。新見荘から、鉄・漆・紙等が貢納されていたことなどが分かり、室町・戦国時代の実態が詳しく分かる荘園として全国的にも注目されている。

宝福寺(総社市、【宗】県史跡、三重塔一重文)で修業した雪舟は、中国に渡り水墨画を極め、山水図(【生】重文)等の作品を残した。

備前市伊部の土を用いて生産された備前焼は、壺・甕・播鉢といった生活用品に使われるとともに、室町時代後期には茶道具としても用いられるようになった。

<その他の主な文化財> 吉川八幡宮本殿（吉備中央町、【宗】重文）、本山寺本堂（美咲町、【宗】重文）、足利尊氏御教書（瀬戸内市、【政】県重文）等

### [戦国時代]

応仁元(1467)年に始まった応仁・文明の乱をきっかけに、全国的に戦乱が続く時代に入ると、各地に有力な武将たちが登場し、群雄割拠の様相を呈していった。

備前国では松田氏、浦上氏、宇喜多氏、備中国では庄氏や三村氏、美作国では後藤氏や三浦氏らが、覇権をめぐる戦いを繰り広げた。三石城（備前市、【政】県史跡）や天神山城（和気町、【政】県史跡）、徳倉城（岡山市、【政】県史跡）等の山城が各地に築かれ、また改修されて、戦いに利用された。最終的には、宇喜多直家が備前国・美作国を治め、豊臣秀吉政権下では宇喜多秀家はその領地を引き継いだ。宇喜多秀家は、1590年代に岡山城（岡山市、【政】史跡）の改修を行い、今の岡山市中心部の基盤整備にも取り組んだ。

<その他の主な文化財> 信長記（岡山市、【政】重文）、高松城跡（岡山市、【政】史跡）、紅糸素懸威銀箔押二枚胴具足（【政】県重文）等

### [江戸時代]

慶長5(1600)年の関ヶ原の戦いを経て、備前国は小早川氏から池田氏へ、美作国は森氏（途中からは松平氏）、備中国は複数の中小大名家が治めるようになった。森忠政は、津山城跡（津山市、【政】史跡）を慶長8(1603)年から築城しはじめ、あわせて城下町の整備も行った（津山市、【政】重要伝統的建造物群保存地区 城東地区）。小堀政一らによって順次整備されていった備中松山城跡（高梁市、【政】史跡）には、現存する天守や二重櫓、三の平櫓東土塀（いずれも【政】重文）がある。

寛永9(1632)年から備前岡山藩主となった池田光政は、領内での新田開発を行い、倉安川等の用水路を整えた。その時に倉安川吉井水門（岡山市、【産】県史跡）や田原用水水路橋（赤磐市、【産】県史跡）が造られた。寛文10(1670)年に創建された旧閑谷学校（備前市、【政】特別史跡、講堂一国宝、聖廟等一重文）は、江戸時代を通じて庶民教育の場として利用された。

光政の跡を継いだ池田綱政は、岡山後楽園（岡山市、【政】特別名勝）を造営した。そのほか、本県には、旧津山藩別邸庭園（衆楽園）（津山市、【政】名勝）、頼久寺庭園（高梁市、【政】名勝）、近水園（岡山市、【政】県名勝）等の庭園が造られている。

開発が進められた新田では、米以外にも綿や菜種等が栽培され、それらを使った産業が発達していった。また、海辺には塩田が設けられ、製塩業も盛んとなった。富を集積した商人たちがそれぞれの邸宅を建築し、塩田で財をなした旧野崎家住宅（倉敷市、【生】重文）や、金融業等を中心に活動した大橋家住宅（倉敷市、【生】重文）は、当時の商人の生活の様子を今に伝えている。

一方、備中国や美作国の山間部ではたたら製鉄が行われたり、銅や硫化鉄鉱等が採掘されたりした。また中期頃からは赤色顔料であるベンガラが製造され、地場産業として発達し、吹屋往来沿いには、商家等の吹屋の町並み（高梁市、【産】重要伝統的建造物群保存地区）が形成された。旧片山家住宅（高梁市、【生】重文）等、当時のベンガラ製造に携わった良質な商家建築等を見ることができる。

備前国、備中国の南部を東西に貫く山陽道は、宿場や道路が整備され、より快適に移動できるようになった。旧矢掛本陣石井家住宅（矢掛町、【交】重文）、旧矢掛脇本陣高草家住宅（矢掛町、【交】重文）のように本陣・脇本陣が残り、当時の大名行列などの様子をうかがえる。また、引き続き、海上交通でも多くの人や物が運ばれた。さらに、日本と修好のために訪れた朝鮮通信使が宿泊した本蓮寺（瀬戸内市、【交】重文）や、牛窓の人々との交流を伝える朝鮮通信使関係資料（瀬戸内市、【交】県重文）、唐子踊（瀬戸内市、【交】県無民）等の文化財も残されている。

人々の生活が豊かになる中、美作地域では娯楽として歌舞伎が普及していき（横山歌舞伎（【生】県無民）等）、備中地域では備中神楽（【生】無民）が盛んに行われ、今もそれぞれの地域で続けられている。

<その他の主な文化財> 閑谷学校関係資料（備前市、【生】重文）、田熊の舞台（津山市、【生】重有民）、津山藩松平家文書（津山市、【政】県重文）、備中松山藩校有終館蔵書（高梁市、【生】県重文）、旧高戸家住宅（浅口市、【生】県重文）、犬養家旧宅（岡山市、【生】県史跡）、秀天橋（玉野市、【交】県史跡）、若宮八幡宮奉納絵馬及び模型和船（瀬戸内市、【交】県有民）等

### [明治時代以降]

明治4(1871)年の廃藩置県後、岡山県（備前）・北条県（美作）・小田県（備中と備後東部）の三県となり、同8(1875)年に岡山県と小田県が合併、さらに同9(1876)年に北条県と合併、同時に備後東部は広島県に編入されて、現在の岡山県域が定まった。

山陽鉄道が明治24(1891)年に設置され、本格的に鉄道網が張り巡らされ、JR津山線建部駅駅舎（岡山市、【交】登録有形）やJR伯備線美袋駅駅舎（総社市、【交】登録有形）等が今に残されている。また、明治42(1909)年に宇野港が竣工し、海を通じ

でも物資や人が行き来するようになった。

各地でも産業が発展し、倉敷紡績記念館（倉敷市、【産】登録有形）になっている工場や、上斎原発電所（鏡野町、【産】登録有形）等が建設された。また、産業の資本として活用される銀行（旧中国銀行牛窓支店（瀬戸内市、【産】登録有形）等）が開設されるようになっていく。

キリスト教施設として、高梁基督教会堂（高梁市、【宗】県史跡）等の教会が建設された。また、学校制度が整えられていくのに合わせて、旧遷喬尋常小学校校舎（真庭市、【生】重文）や旧吹屋小学校校舎（高梁市、【生】県重文）、吉井郷土資料館（旧仁堀尋常高等小学校本館、赤磐市、【生】登録有形）等の校舎が建てられ、「教育県岡山」としての歴史が継続されていった。

**<その他の主な文化財>** 方谷庵（新見市、【生】県史跡）、まちかど郷土館（総社市、【政】登録有形）、旧勝田郡役所庁舎（勝央町、【政】登録有形）等

#### 【国・県指定文化財一覧（参考資料1）】

※国重文等の全国順位は、美術工芸品15位、建造物10位、史跡11位、名勝5位となっており、当県の歴史文化の豊かさが国指定重要文化財等の全国比較に現れている。

### 3 文化財の保存・活用に関する課題

#### （1）県内文化財の総合的な調査・研究

文化財を単体として指定等により保護していくことに加え、指定の有無に関わらず、文化財の価値を総合的に調査・研究し、関連する文化財と周辺環境を一体として保護していく必要がある。特に動植物は環境変化の影響を受けやすいため、留意する必要がある。こうしたことから、未指定文化財や動植物を含めた文化財の全体的・網羅的な調査・研究が求められる。

#### （2）適切な周期による修理

貴重な文化財を後世に守り伝えていくためには、所有者が細心の管理を怠らず適切な修理を絶えず繰り返すことが大切であり、文化財の素材・部位や保存環境などに応じた適切な周期による修理が必要である。また、周期的な文化財の保存修理の機会は、文化財の保存修理技術の保持者がその技術をさらに高めるとともに、長年に渡り培った技術や経験を次世代へ伝承していくためにも重要である。しかしながら、特に文化財建造物の修理には多額の費用が必要であることから、適切な周期による修理ができず、さらなる劣化の進行により費用が増大するという悪循環が生じている。

### （３）耐震化の推進や防火・防犯設備の充実

重要文化財（建造物）は、地震時において文化財的価値の保存と人的安全性を確保する必要がある。そのため、耐震診断、耐震補強の実施及び対処方針の作成・実施が必要かつ重要であり、これを積極的に促進する必要がある。また、本県においても、平成24(2012)年の重要文化財・金山寺本堂の焼失や平成30(2018)年の旧閑谷学校における落書きの発見など、文化財の被害が近年相次いでいるため、文化財の防火・防犯対策の強化が必要である。

### （４）文化財継承の担い手やヘリテージマネージャーの育成

過疎化・少子化・高齢化等の社会状況の変化により、有形・無形民俗文化財及び無形文化財等の文化財継承の担い手が不足してきており、地域の歴史や伝統文化を伝える貴重な文化財の滅失の可能性も予見される状況にある。また、地域に眠る文化遺産の価値を見出し、保存し、活用して、地域づくりに活かす能力を持った専門的人材（ヘリテージマネージャー）も十分ではなく、育成が必要である。

### （５）新たな用途への活用

文化財保護法の制定（昭和25(1950)年）当初では、「活用」は「公開による活用」を中心に想定されていたが、文化財を取り巻く近年の議論を踏まえた場合、それにとどまらず、文化財の価値を読み解く人材育成のための教育や地域振興等への活用を図っていくことが求められている。このため、本物の文化財を教材として学校現場等と連携した教育を一層推進するとともに宿泊施設やユニークベニュー（※）としての利用等、地域活性化の核として文化財の活用を進めていく必要がある。

※歴史的建造物や公的空間等、会議・レセプション・イベント等を開催する際に特別感や地域特性を演出できる会場

### （６）分かりやすく効果的な情報発信

近年、文化財が地域振興、観光振興などに資するものとの認識が高まってきており、文化財の果たす役割の拡大が求められているが、地域資源・観光資源としての国内外への発信が必ずしも十分ではなく、文化財の魅力を分かりやすく伝えることができていない。そのため、地域住民はもとより、誰にとっても分かりやすい解説の整備、多言語化、近年急速に発展を遂げているICTの活用等、分かりやすく効果的な情報発信を進める必要がある。

#### 4 今後目指すべき方向性・将来像

本県の歴史と風土の中で育まれてきた文化財は、人々の暮らしや生き方を支える基盤であるとともに、貴重な財産である。また、文化財は県民の誇りや心のよりどころとなり、県民の活力を高め、新しい価値を創造し、地域発展を促進する原動力になり得るものである。

文化財を適切に保護して次世代に継承していくためには、広く県民を対象とした普及啓発活動に積極的に取り組むことや、文化財への理解を深め、多くの人々の関心を喚起するための活用を行うことが不可欠である。

そのため、県民一人ひとりが岡山の文化財に関心と愛着心を持ち、文化財の継承・発信の主体として、県民の協働により積極的に活動できる環境づくりを進めることが求められる。さらに、文化財の持つ「地域の魅力や価値を高める力」を活用して、より多くの人々が訪れる地域づくりや観光振興などに活かすとともに、その豊かで特色ある文化財が、人々の心の豊かさや活力を一層向上させ、郷土を大切に作る心が育まれるといった好循環が生み出されている姿を目指す。

#### 5 文化財の保存・活用の方針

継承されてきた文化財を適切に保存し、積極的に活用することにより、地域の魅力や価値をさらに掘り起こし、地域振興・観光振興など、豊かな地域づくりに繋げ、県民が文化的豊かさの享受を得る好循環を実現することができる。そのために県民と文化財の距離を近くし、生活の一部としてより身近に文化財を感じるように、まずは文化財を県民協働で確実に保存することを最優先とし、その活用を図りながら次世代へ継承していく。また、未指定文化財を含めた県内文化財の全体的・網羅的な調査・研究に努め、文化財としての価値が高いものについては、法令等に基づく指定等による保護を積極的に行う。

文化財を貴重な地域資源・観光資源等として活用するためには、適切な周期での修理や防火防犯対策等のほかに文化財の美装化などによって、その価値を常に維持する。また、文化財の保存・活用について、実践リーダーの育成や宿泊施設、ユニークベニューなどへの利活用等を進めるとともに、分かりやすい解説の整備、多言語化及び国内外に向けた情報発信など、文化財の本質を的確に押さええながら、時代に合わせ、それぞれの地域の特徴を最大限に生かした柔軟な対応を進める。

## 第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

### 1 文化財の調査・指定

#### (1) これまでに実施してきた調査と今後実施すべき調査

これまで県教育委員会が主体となって実施した、文化財保護に資することを目的とした主な調査は下記のとおりである（埋蔵文化財の発掘調査は除く）。

#### 〈建造物〉

調査名	調査期間	備考
岡山県民家緊急調査	昭和42年度	報告書未刊行
明治洋風建築調査	昭和49年度	報告書1冊刊行
岡山県「道標」調査	昭和43年度	昭和53年3月報告書刊行
国指定建造物実態調査	昭和63年度	破損状況調査
県指定建造物実態調査	昭和63年度	破損状況調査
岡山県近世社寺建築緊急調査	昭和52年度	報告書1冊刊行
岡山県近代化遺産総合調査	平成15年度～16年度	報告書1冊刊行
岡山県近代和風建築総合調査	平成22年度～24年度	報告書1冊刊行

#### 〈美術工芸品〉

調査名	調査期間	備考
岡山県古文書等緊急調査 (備中十二ヶ郷用水関係史料)	昭和48年度	昭和52年3月目録刊行
岡山県古文書等緊急調査 (不受不施派史料)	昭和49年度～50年度	目録2冊刊行
旧閑谷学校歴史資料調査	昭和54年度	目録1冊刊行
旧矢掛脇本陣高草家歴史資料調査	昭和57年度～58年度	目録2冊刊行
旧矢掛本陣石井家古文書調査	昭和59年度	目録1冊刊行
宝島寺歴史資料調査	昭和60年度	目録1冊刊行
曹源寺歴史資料調査	昭和61年度	目録1冊刊行

〈民俗文化財〉

調査名	調査期間	備考
新成羽川ダム水没地区の民俗総合調査	昭和40年度	報告書1冊刊行
振興山村民俗資料緊急調査	昭和44年度～46年度	阿波村、勝田町梶並、高梁市宇治町、美星町宇戸、神郷町新郷、美甘村
離島振興民俗資料緊急調査	昭和47年度～49年度	笠岡諸島、児島諸島、玉野市石島、日生諸島
岡山県緊急民俗文化財分布調査	昭和50年度～51年度	報告書1冊刊行
岡山県民謡緊急調査	昭和62年度～63年度	報告書1冊刊行
岡山県諸職関係民俗文化財調査	平成元年度～2年度	報告書1冊刊行
岡山県民俗芸能緊急調査	平成6年度～7年度	報告書1冊刊行
「岡山県の会陽の習俗」総合調査	平成17年度～18年度	報告書1冊刊行

〈記念物（遺跡地）〉

調査名	調査期間	備考
岡山県歴史の道調査	平成3年度～5年度	報告書9冊刊行

〈記念物（動物、植物及び地質鉱物）〉

調査名	調査期間	備考
特別天然記念物オオサンショウウオ緊急調査	昭和50年度～52年度	報告書3冊刊行
天然記念物アユモドキ生息状況調査	平成7年度	聞き取り調査
天然記念物「オオサンショウウオ生息地」生息環境等調査	平成9年度～11年度	
環境DNA分析による特別天然記念物オオサンショウウオ、天然記念物アユモドキ及びチユウゴクオオサンショウウオ生息状況調査	平成28年度～	
特別天然記念物オオサンショウウオ緊急調査	平成29年度	鏡野町内



### 〈埋蔵文化財〉

調査名	調査期間	備考
岡山県内遺跡分布調査	昭和46年度～50年度	県内全域を調査。遺跡地図 6冊刊行
岡山県内遺跡詳細分布調査	平成5年～7年度	県北部と県南東部を調査。
岡山県内遺跡詳細分布調査	平成10年～14年度	県内全域を調査。遺跡地図 9冊刊行
岡山県中世城館跡総合調査	平成25年度～令和元年度	県内全域を調査。報告書3 冊刊行予定

### 〈文化財総合調査〉

調査名	調査期間	備考
岡山県文化財総合調査	昭和47年度～平成元年度	県内全域を調査。報告書27 冊刊行
岡山県社寺所有資料調査	平成2年度～6年度	安仁神社、法泉寺、本山寺、 宝福寺、正楽寺、木山寺、 妙圀寺、蓮台寺、誕生寺、 妙覚寺、金峯寺、円通寺、 安養寺、洞松寺

他の都道府県で実施されている文化財調査のうち、「祭り・行事」調査、「生産遺跡」調査が未実施である。特に「祭り・行事」については、過疎化・少子化・高齢化など社会構造の変化によりその継承が困難となっているものも多く、早急に調査を実施するとともに、必要があれば記録作成等の措置も検討する必要がある。また、県内の豊かな自然と文化を背景に形成された名勝地については、現在のところ系統的な調査は実施していない。近年は県の指定もしていないことから、今後系統的な調査が必要である。

さらに、地震や豪雨などによる被災文化財の救済活動を円滑に進めるため、市町村や民間組織などと協力して文化財の所在確認のための調査を順次実施する必要がある。

## （２）県指定の現状と今後の方針

平成31(2019)年4月1日現在の、県指定文化財の件数は次のとおりである。

県指定重要文化財							
美術工芸品							建造物
絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料	
26	62	87	6	11	13	8	123

県指定史跡	県指定名勝	県指定天然記念物
60	6	36

県指定重要無形文化財
6 (15名・1団体)

県指定重要有形民俗文化財	県指定重要無形民俗文化財
11	34

※所在不明文化財も含む。

平成30(2018)年5月1日現在での他の都道府県指定文化財の件数と比較すると(文化庁調査)、建造物の指定3位、美術工芸品の指定24位、無形文化財の指定7位、有形民俗文化財の指定24位、無形民俗文化財の指定24位、史跡17位、名勝19位、天然記念物37位となっている。天然記念物以外は、概ね中～上位を占めている。

### [建造物]

積極的に指定を進めていることが指定件数にも現れており、特に、石造物と寺社建築の指定が多い。一方民家建築は、民家緊急調査の成果がまとめられていないことなどにより、あまり指定できていない。現在、中山間地域において古民家の消滅が顕著と考えられ、早急に民家緊急調査の追跡調査を実施し、地域の特徴をよく示すなど文化財的価値の高いものについては、文化財指定により保護を検討していく。

### [美術工芸品]

近世の絵画や古文書は、現在ほとんど指定していない現状であり、今後重点的に指定を検討していく必要がある。また、考古資料については、全国的な注目度に比して国指定も含め指定は少なく、今後指定範囲の確定などを進め、積極的な指定が必要である。

### [記念物]

史跡では、本県は東西勢力が対峙する境目の地に位置していたため、両者の築城技術が融合された形の城郭跡が残されており、令和元年度終了の「岡山県中世城館跡総

合調査」を踏まえた中世城郭跡の指定を進めるとともに、古代吉備の繁栄を象徴する弥生～古墳時代の遺跡等の指定についても進め、歴史を体感できる場所として活用を図る必要がある。また、名勝及び天然記念物については、今後の調査を踏まえて指定を進めていく。

### 〔民俗文化財〕

多くの民俗文化財を守り伝えてきた中山間地域が、過疎化、少子化・高齢化など社会構造の大きな変化で、伝承母体としての役割を衰退化させつつあり、文化財カテゴリーのなかでは最も顕著に社会変化の影響を受けている。例えば、美作町の地下芝居は、現在休止状態になっている。このため、「祭り・行事」調査や民俗文化財調査の追跡調査を踏まえた指定を検討していくとともに、指定後の記録保存に、市町村とも協力しながら対応する必要がある。また、子どもの頃から文化財に関心が持てる環境づくりや、祭り・行事の実施の際に地域外の人を巻き込むなど、継承に向けた担い手不足解消の取組も必要である。

### 〔無形文化財〕

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で、本県にとって歴史上または芸術上価値の高いものを「無形文化財」としてきた。無形文化財は、人間の「わざ」であり、その「わざ」を体得した個人または集団によって守り伝えられてきている。しかし、無形文化財は、認定された保持者の「わざ」によるものであるがゆえに、高度で奥深いものが多くある一方で、日常生活の中からは遠く感じられるものもある。

今後も、無形文化財の「わざ」の継承を図るため保持者認定を進めていくとともに、技術継承の支援や無形文化財の「わざ」のすばらしさを多くの県民が知る機会を作る等の活動に取り組んでいく必要がある。

## 2 文化財の修理・整備

### (1) 県が所有又は管理団体に指定されている国指定及び県指定文化財

県が保存・活用の責務を持つ文化財については、県内における率先垂範モデルとして、市町村や各種団体との連携を強化する中で、その保存・活用計画の策定を積極的・計画的に進めるなど、所在圏域における地域振興・観光振興の中核としての整備活用に努める。

### ①重要文化財（建造物）

○県所有及び管理団体に指定されている国指定文化財（建造物）は、旧閑谷学校（5棟）、旧閑谷学校聖廟（11棟）、旧閑谷学校石塀、閑谷神社（管理団体、8棟）、岡山県立津山高等学校本館、旧犬養家住宅（環境文化部文化振興課管理）がある。今後も適切な維持管理に努めるとともに、周期的な保存修理を実施する。なお、日本遺産にも認定され、「教育県岡山」を象徴する旧閑谷学校の建造物群については、今後保存活用計画の策定を進め、適切な保存と活用の推進に努めていく。

※平成31(2019)年4月1日現在、県指定の文化財建造物はない。

※国の登録有形文化財に登録されている県所有の建造物についても、適切な周期での修理を実施する。

○耐震予備（所有者）診断の結果、「速やかに耐震基礎診断を実施する必要がある」とされたものは、順次耐震基礎診断を実施する。なお旧閑谷学校講堂のように、一定時間内部に不特定多数が立ち入る建造物については、優先的に耐震基礎診断を実施し、必要に応じて耐震補強等を検討する。その他の建造物については、保存修理などの際に耐震基礎診断を実施する（閑谷神社本殿は実施済）。

### ②重要文化財（美術工芸品）及び重要有形民俗文化財

県所有の重要文化財（美術工芸品）及び重要有形民俗文化財は、すべて県立博物館及び県立美術館に収蔵されており、引き続き重要文化財の公開承認施設として適切な保存環境等の下で保管・公開するとともに、必要に応じて修理等を実施し、確実に次世代へ継承していく。

### ③史跡名勝天然記念物

#### 〈国指定〉

○県が所有しているこうもり塚古墳、県が管理団体となっている旧閑谷学校、津島遺跡、備中国分尼寺跡については、今後も適切な維持管理に努めていく。なお、こうもり塚古墳・備中国分尼寺跡については、それぞれ史跡として一体的に保護する必要があるため、史跡周辺の調査を進め、追加指定を目指す。

こうもり塚古墳及び備中国分尼寺跡は、「吉備路風土記の丘」内にあり、県内有数の観光地である「吉備路」の中核でもあることから、周辺の大規模古墳等を含む吉備路全体のさらなる魅力向上を見据え、早期に保存活用計画を策定し、「古代吉備」の豊かな文化遺産を体感できる場として、関係市と協力しながら調査、整備、活用を進める。

○旧閑谷学校の保存管理計画は平成21(2009)年度に策定しており、計画に基づいた保

存管理を進めるとともに、次回改定の際に保存活用計画を策定する。また、津島遺跡についても保存活用計画の策定を検討する。

○岡山後樂園については、所管する土木部都市局都市計画課及び後樂園事務所と協力して、後世への継承に努める。なお保存管理計画については、平成19(2007)年度に策定し、令和元(2019)年度に改訂を行うこととしており、次回見直しに際して保存活用計画の策定を検討する。

○県が管理団体に指定されている旧岡山藩藩学もあるが、現在その多くが岡山市立岡山中央中学校の敷地となっており、今後適切な管理について検討していく必要がある。

○以上のほか、県が指定地の一部を所有し管理団体が指定されていない史跡等には、岡山城跡、備中国分寺跡があり、これらについても所在市町村と連携し、整備、活用に協力するなど、適切な維持管理に努める。

#### 〈県指定〉

○県が所有する史跡等としては、犬養家旧宅(全体)、坂古田古墳(一部、以下同じ)、久米廃寺跡、備中松山城御根小屋跡などがあり、所在市町村等と連携し、今後も適切な維持管理に努めていく。

### (2) 国指定・県指定文化財所有者への支援

文化財を適正に保存して後世に伝えるとともに、文化財保存技術を確実に伝承していくためには、適切な時期に文化財の保存修理等の措置を実施していくことが必要であるが、保存修理等にあたっては、多額の経費を要することとなるため、行政による補助制度が利用される。

岡山県教育委員会補助金交付要綱では、県の補助額は、国指定の文化財では国庫補助残額の3分の1以内、県指定の文化財では文化財所有者が市町村以外の場合には補助対象経費の2分の1以内の補助を行うとしている。

しかし、修理を要する文化財は多数あり、依然として厳しい状況の続く県財政の中にあって、予算も限られているため、県からの補助を利用して修理を行う場合、特に県指定の文化財に関しては、適切な時期に必要な修理が行き届いていないのが現状である。県としては、文化財所有者の負担を少しでも軽減できるよう、必要な財源確保に引き続き努めるとともに、限られた財源を最大限効果的に活用する観点から県費補助制度の枠組みや運用について不断に見直しを図る必要がある。特に、地域振興・観光振興のため行われる保存修理等、文化財の活用に関する事業については、保存活用計画の策定段階から積極的に支援し、補助対象として優先的に取り扱うことも検討する必要がある。

さらに、国・県・市町村の補助制度だけに依存することなく、民間団体等の助成金やクラウドファンディングの活用など、資金調達方法の幅を広げられるよう、そうした情報の提供などにも努める。

また、財政的支援のみならず、県民等が文化財に対する関心と愛着心を高め、県民協働により、その保存・活用に取り組めるよう、様々な形態で文化財に親しめる機会を確保・提供する。

### 3 文化財の活用

#### (1) 教育

現在まで守り伝えられてきた多様な文化財は、歴史文化を物語る貴重な地域資源として後の世代へ確実に継承されることが重要である。

県内の自然、歴史・伝統、民俗・文化、人物など地域の特性に根差した文化財を、学校教育や社会教育を通じて学んだり、文化財を通して体験したり学んだりする活動をする中で、生まれ育った郷土岡山への理解を深め、郷土を大切に思う心や、郷土への愛情や誇りを持つことができるようにしていくことが必要である。

例えば、学校教育において、小学校では、文化財や年中行事を大切に継承している人々の工夫や努力を学ぶことを通して、県内の主な文化財や年中行事が大まかにわかることや、博物館などの施設を活用した学習が求められている。

中学校では、年表や地図などとあわせて実物も資料として活用すること、博物館などに収蔵されている文化財を見学・調査することなどを通して、衣食住、年中行事、労働、信仰などに関わる学習を充実させることが求められている。

高等学校では、歴史資料や遺構の保存・保全などの努力が図られていることに気付くことで、生涯にわたって活用することが可能となる「歴史の学び方」を習得することや、遺構、出土物や資料（日記、書簡、公文書、映像、音声等）を取り上げて、学習すること、文化遺産の調査や、博物館等の見学などを取り入れることにより、将来にわたる学習へと発展させていくことが求められている。

こうした求めに対応するためには、本物の文化財や取り扱いが容易なレプリカにより、自らの課題意識に基づいて、子どもたちが見学・調査できるようにしたり、指導者を対象として、子どもたちが自発的に学べる場を作るための研修の機会を設けること、さらに、実際に現地に出かけることが難しい文化財について、場所、時間にとらわれずに学べるようインターネットやリーフレットなどで学習教材となる情報を提供することなどが考えられる。

また、大学等の高等教育機関においては、文化財の価値を見出す力の醸成と文化財

に関する専門知識の教育により、文化財に関わる専門家の育成とともに、子どもたちに文化財の素晴らしさを伝えられる教員の養成が期待される。

社会教育としては、博物館等における展示や講演会、講座などを通じて文化財について学ぶとともに、自らがその文化財を周りの人に紹介するなど、文化財を後世に継承する自発的活動への進展が期待される。

文化財を大切にすることの意義を理解し、受け継いでいくことの大切さを、生涯にわたって学ぶことができるよう、多くの人々が分かりやすい文化財紹介の機会を創出するなど工夫しながら、伝統・文化や文化財保護に関する教育普及活動を進め、より多くの県民が郷土の文化財に触れ、学び、親しむ機会の充実に努める。

## **(2) 人材育成**

社会状況の変化に対応しながら、文化財の担い手を広く外部から受け入れるなど、担い手不足解消に向けた好事例を積極的に収集・分析・検討して、好事例の紹介に努める。

県内では、一般社団法人岡山県建築士会が「岡山県地域文化財建造物専門家（ヘリテージマネージャー）」の養成を行っており、県としても積極的に関与し、人材育成に主体的に取り組む必要がある。建造物以外に美術工芸品、民俗文化財等の文化財分野にも、大学等と連携しながらヘリテージマネージャー等の養成を広げていき、地域に眠る文化財を掘り起こし、保存・活用にあたることのできる人材を増やしていく必要がある。

また、市町村文化財担当職員への研修についても、文化財の保存・活用に関する専門家による研修など、内容の質的向上や範囲の拡充を図る。

## **(3) 地域振興・観光振興**

文化財は、地域の誇りであるとともに、地域振興・観光振興に欠かせない貴重な資源でもあることから、地域活性化の核として積極的に活用を進めていく必要がある。そのため、古代から文化の栄えた地、中四国地方の交通の結節点、ものづくり産業、先駆的な教育、農業先進地の本県文化財の特色を踏まえ、文化財の確実な保存を前提としつつ、従来の公開による活用とともに、宿泊施設やユニークベニュー等への利活用を見据え、修理・美装化により観光資源としての質の向上を進めるとともに、後述する情報発信により、文化財やそれを取り巻く地域の魅力も含め広く伝えていく。

また、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定する「日本遺産」の第1号として、平成27(2015)年に「近世日本の教育遺産群—学

ぶ心・礼節の本源一」が認定されて以来、本県では全国第2位となる計6件のストーリーが認定されているが、これらの日本遺産を効果的に活用し、当該地域や構成文化財の認知度向上や、それによる観光誘客の拡大だけでなく、こうした効果が周辺地域や関連する文化財へ波及するよう取り組む。

#### (4) 情報発信

文化財保護法では、「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用努めなければならない。」(第4条第2項)とされている。

活用にあたっては、文化財の魅力が伝わるようにすることが肝要であり、文化財の解説版や案内板等を、文化財自体の説明に留まらず、その背景等を具体的に記述するなど日本語表記の改善を図り、より分かりやすい表記になるよう所有者等へ働きかける必要がある。

また、近年、本県を訪問する外国人旅行者が増えていることから、文化財に関する解説等の多言語化が求められている。多言語化にあたっては、日本の歴史・文化に詳しくない外国人でも理解できる表記となるよう工夫し、より多くの外国人にも岡山県内の文化財の魅力が伝わるよう取り組む。

なお、本県では、従前よりICTを積極的に利用し、「おかやまの文化財」(国・県指定の文化財情報)、「おかやま全県統合型GIS」(国・県指定文化財、埋蔵文化財や史跡等の位置情報)等のコンテンツを、県公式ウェブサイト上で発信している。また、岡山県立博物館が配信している「吉備の国文化遺産ムービーライブラリー」では、県内の史跡やゆかりの人物、民俗文化財等の映像資料を提供している。

これらに加え、各施設が作成している刊行物等をデジタル化することで情報を統合し、より利用しやすくするとともに、VR(仮想現実)やAR(拡張現実)等のICT技術を活用して、美術工芸品や史跡等の文化財を体感できるような工夫も今後検討する。

### **第3章 市町村への支援の方針**

文化財保護法第183条の3第1項では、「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」として、具体的なアクションプランである文化財保存活用地域計画(以下、「地域計画」という。)を作成できるとされている。文化財をまちづくりに生かしつつ、地域の多くの人の参加により文化財を保存・活用していく上で、



地域と密接な関係を持つ市町村は特に重要な役割を担っており、県と市町村が日常的で有効な協力関係を構築する中で、本県においては、全市町村での地域計画策定を目指し、次のとおり支援を行う。

## 1 保存・活用に関する支援方針

積極的な地域振興・観光振興への文化財の活用を目的とする保存活用計画の作成や修理、美装化等の事業を推進するために要する経費の補助予算確保や、クラウドファンディングなどの新たな資金調達の手法についての情報提供等に努める。また、地域の多様な文化財の掘り起こしを支援するために、市町村の実施する文化財の総合的な調査・把握に専門的見地から助言を行うとともに、専門家との仲介・調整、専門家の派遣等に積極的に関与する。また、文化財保存等に関する技術支援・情報提供等を行う。

## 2 地域計画作成に関する支援

大綱に基づき、県内市町村が相互に矛盾なく、同じ方針の下に地域計画を作成できるよう、県からアドバイザー等として参画し、助言するなど、積極的に支援できる体制を整備する。また、市町村からの相談内容等に応じて、国や県等の関係機関や民間団体等との連絡・調整を行うほか、作成について情報提供等を行う。

## 3 専門職を配置していない市町村への支援

県内15市10町2村のうち、文化財担当部局に1市5町2村が文化財の専門職員を配置していない（平成31(2019)年4月1日現在）。このため、県としては、市町村へ新たな文化財の保存・活用時代への対応を見据えた専門職員配置の必要性を訴えながら、その採用・配置を働きかけていく。一方で体制整備が図られるまでの期間にあっては、応急的な支援として、文化財に係る諸手続・調査や地域計画作成等への技術指導等を行う。

## 4 建築基準法適用除外を検討する場合の支援

一般社団法人岡山県建築士会が、国土交通省住宅局建築指導課長の技術的助言（平成26(2014)年4月1日付け国住指第1号）に基づき、地方公共団体が定める建築審査会の同意のための基準案の作成や個別事案における基準への適合性の審査などを目的に設置した岡山県歴史的建造物委員会に、県文化財課職員が委員として参画するとともに、そこでの知見等に基づき「保存建築物」の適用除外を検討する市町村に対し助

言等を行う。

## **第4章 防災・災害発生時の対応等**

文化財の日常の管理等に役立ててもらうため、『岡山県指定重要文化財（美術工芸品）所有者のための手引き』を平成25(2013)年に作成し、県指定文化財所有者に配付し、日常的な保存管理について呼びかけてきた。その中では、全国で放火や盗難事件が数多く発生していることから、保存環境の安全性が確保された場所で保存することや、『文化財所有者のための防災対策マニュアル』を参考に、注意するように働きかけを行ってきている。

平成31(2019)年4月現在で、重要文化財に指定されている建造物の内、報知器・消火器・避雷針のすべてが設置されているものは26件（65%）、報知器・消火器・避雷針のいずれかが設置されているものは13件（32.5%）、未設置は1件（2.5%）となっている。今後も継続して、これらの防火設備の設置率が向上していくように、所有者及び管理者に働きかけ、100%の達成を目指す。

### **1 『文化財所有者のための防災対策マニュアル』**

県内に所在する文化財の防災に関する事項のうち、「平常時の予防策と対応策」及び「災害直後の対応」について、日頃留意すべき事項や実際に災害が発生したときに取るべき一般的な対応を記し、防火・防犯対策チェックリストを付した、『文化財所有者のための防災対策マニュアル』を国指定及び県指定の有形文化財所有者に配付し、防災対策の啓発に努めているが、マニュアルの内容については、必要に応じて適宜改訂していく。

### **2 岡山県文化財等救済ネットワーク**

大学や博物館、各種法人、行政機関等の関係団体が連携して大規模災害から県内所在の文化財等を守るため、平成26(2014)年3月31日に「岡山県文化財等救済ネットワーク」を設置し、昨年7月の西日本豪雨災害においても、その役割を果たしてきたところであり、今後、更なる充実を目指し、適切な運営に努める。

#### **(1) 構成団体**

県内大学（研究室）・岡山史料ネット・岡山県博物館協議会・岡山県建築士会・岡山県・県内市町村で構成され、事務局を文化財課に置いている。

## (2) 活動内容

### ① 平常時

平常時においては、市町村文化財担当部局と協力し、域内文化財の所在確認調査を実施し、災害が起こった場合に救済対象の把握を容易にする。また、救済活動の際に資する研修会や技能講習会を実施するとともに、研修会等に参加した人材を組織化し、一斉にメール連絡ができるようなリストの作成を行う。

### ② 大規模災害発生時

大規模災害が起きた場合には、文化財等の被災情報を収集、集約し、そして情報提供を行うなど、構成団体間での情報の共有に努める。

また、被災した市町村へは、必要とする支援内容の確認を行った上で、文化財課専門職員を派遣するとともに、構成団体の中からの人材派遣に関して調整を行う。さらに被災文化財等の一時保管場所が必要な場合は、その確保のための調整も行う。

## (3) 県の役割

岡山県文化財等救済ネットワークの事務局として、各種活動のコーディネートや広域連携に関して調整を行う。

## 3 中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた総合支援計画

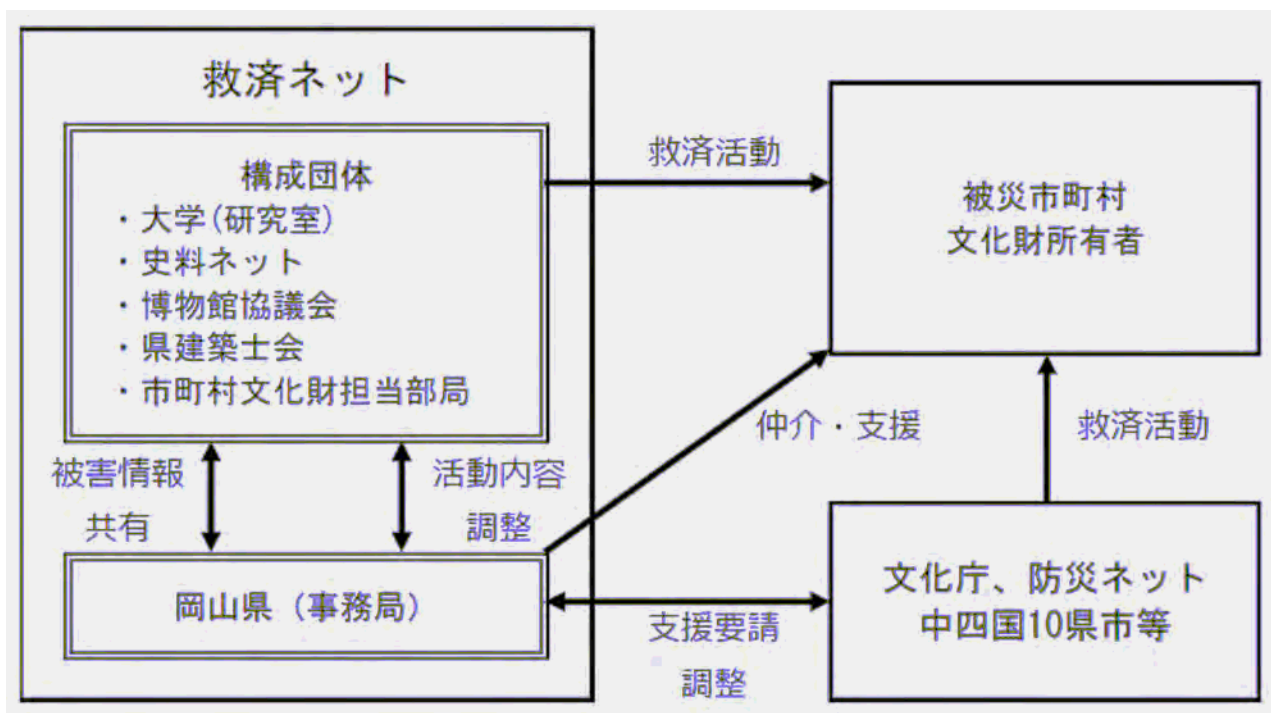
中国・四国地方で発生した大規模災害等において、文化財等やその保管施設等を迅速かつ的確に保護することを目的として、平成25(2013)年12月に「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた総合支援計画」を、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知の9県と岡山、広島の2市で申し合わせた。

平常時には、9県2市の間又はカウンターパートナー（岡山県の場合は香川県）間で指定文化財やその保管施設などの情報を共有する。そして大規模災害等の発生により、文化財等やその保管施設の救済支援が必要な場合、被災県市の要請によりカウンターパートナー（支援が不足する場合は他の県市も要請可能）は、救済活動に要する資機材の供給、専門職員等の派遣、被災文化財等を一時保管するための施設の提供などを行うこととしている。

## 4 平成30年7月西日本豪雨災害を教訓とする今後の取組の方向性

平成30(2018)年7月西日本豪雨災害の救済活動の結果、救済すべき未指定文化財等の所在情報がほとんどなく、その被災状況の把握に時間を要した（活動実績は参考資料2）。そのため、今後は、市町村と協力して未指定文化財等の把握を行う所在確認

を実施するとともに、所有者に対しては救済活動についての周知を図る。また、救済活動に必要な知識技能を有した人材の養成、救済文化財等を一時保管する施設の確保など、引き続き事前の準備を進めていく。



## 第5章 文化財の保存・活用の推進体制

これまで示してきた課題に適切に対応し、地域総がかりで文化財の保存・活用に取り組んでいくためには、担当課だけでなく、文化振興、自然保護、観光部門等を所管する各課と連携するとともに、県内市町村や民間団体とも協力し、幅広い視点から文化財の保存・活用を図ることが必要である。

### 1 推進体制

(1) 県（平成31(2019)年4月1日現在の組織・職員）

#### ○教育庁文化財課

業務内容

- ・文化財の保存、活用、調査に関すること。
- ・銃砲刀剣類の登録及び刀剣類の製作承認に関すること。
- ・文化財の指定に関すること。
- ・文化財保護についての指導助言に関すること。
- ・岡山県文化財保護審議会に関すること。
- ・特別史跡旧閑谷学校等に関すること。

- ・岡山県立博物館に関すること。
- ・岡山県古代吉備文化財センターに関すること。

職員：11名、うち専門職員5名（教員2名、埋蔵文化財専門職員3名）

#### ○環境文化部環境企画課

業務内容

- ・景観対策に関すること、など。

職員：19名

#### ○環境文化部自然環境課

業務内容

- ・自然環境の保護及び緑化対策の企画立案並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- ・鳥獣の保護に関すること、など。

職員：11名

#### ○環境文化部文化振興課

業務内容

- ・芸術文化、地域文化その他の文化の振興に関する施策の調査研究、企画立案及び総合調整に関すること。
- ・県立美術館に関すること、など。

職員：9名

#### ○産業労働部観光課

業務内容

- ・観光施策の総合調整に関すること。
- ・観光の宣伝に関すること。
- ・観光情報に関すること、など。

職員：17名

#### ○土木部都市局都市計画課

業務内容

- ・県立都市公園（岡山県総合グラウンド、後樂園など）に関すること。

- ・後楽園事務所に関すること、など。

職員：25名（うち上記業務に従事する職員8名）

## ○県立博物館

### 業務内容

- ・博物館資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- ・博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。
- ・博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- ・博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- ・博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- ・他の博物館等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
- ・学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること、など。

職員：13名（本務のみ、再任用含む、臨時職員除く）、うち専門職員7名

## ○県古代吉備文化財センター

### 業務内容

- ・埋蔵文化財の調査及び研究に関すること。
- ・出土品の整理、保存及び活用に関すること。
- ・埋蔵文化財の発掘調査並びに出土品の整理及び保存に係る指導及び助言に関すること。
- ・埋蔵文化財についての知識の普及及び啓発に関すること、など。

職員：27名（本務のみ、臨時職員除く）、うち専門職員22名

## ○県立記録資料館（総務部出先）

### 業務内容

- ・県の記録を伝える重要な公文書（現用のものを除く）、古文書その他の資料を保存し、及び一般の利用に供する。業務として、記録資料を収集、整理及び調査研究等を行う。

職員：11名（うち正規職員4名、臨時職員を除く）、専門職員7名

## ○県立美術館（環境文化部出先）

### 業務内容

- ・美術その他の芸術及び文化に関する県民の知識及び教養の向上を図ることを目的に設置される。業務としては、美術品等の収集・保管及び展示、美術に関する専門的な調査研究、美術その他の芸術及び文化に関する講演会等の開催、岡山県博物館協議会を組織し県内博物館施設の連携を図ること等を行う。

職員：22名（正規職員11名、うち学芸員6名）

## ○後楽園事務所（土木部出先）

### 業務内容

- ・後楽園及び後楽園の諸施設の運営に関すること。
- ・後楽園及び後楽園の諸施設の使用等の許可及び制限に関すること、など。

職員：8名

## （2）岡山県文化財保護審議会

審議事項：県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して県教育委員会に建議する。

委員：委員は学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから県教育委員会が任命する。定員は20名以内となっているが、平成31年(2019)年4月1日現在15名を委嘱しており、専門分野は建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、歴史資料、考古資料、史跡、名勝、天然記念物、無形文化財、民俗文化財となっている。

## （3）岡山県文化振興審議会

審議事項：県知事の諮問に応じて、文化振興施策の方向性、文化施設のあり方等文化の振興に関する基本的事項等に関する調査審議及び意見の具申を行う。

委員：委員は学識経験を有する者の中から知事が任命する。定員は20名以内で、平成31年(2019)年4月1日現在9名を委嘱している。

#### (4) 文化財保護指導委員

取組内容：県内に所在する国指定の重要文化財建造物、重要有形民俗文化財建造物、史跡、名勝及び天然記念物並びに重要遺跡の管理及び保存状況の巡視を行い、所有者その他の関係者に対し文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対する文化財保護思想の普及啓発活動を行う。

委員：委員は文化財保護に関する有識者のうちから、市（指定都市を除く）町村教育委員会の推薦を受け、県教育委員会が委嘱する。定員は40名以内で、平成31年(2019)年4月1日現在37名を委嘱している。

#### (5) その他民間団体等

##### ○岡山県文化財保護協会

県内文化財の保護、顕彰および活用に努めるとともに、会員相互の研究と鑑賞の便宜を図るとことにより、岡山県民の文化的向上に資することを目的として設立される。文化財の保護、顕彰および活用に関する事業、文化財の調査研究事業、機関誌および文化財に関する図書の刊行、配布事業、文化財に関する展覧会、講演会、研究会、映写会、視察旅行等の開催実施、などを行う。

##### ○公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会

特別史跡旧閑谷学校の保護・保存、調査・研究等をとおして、広く県民に文化財保護思想の普及啓発を図り、地域文化の振興に資するとともに、青少年の健全育成に寄与することを目的に設立される。平成31年(2019)年4月1日現在、特別史跡旧閑谷学校の指定管理者となっている。

##### ○岡山史料ネット

平成17(2005)年に、主として岡山県内の歴史資料の保全と活用の実践及び援助を目的として、「災害前に何かできることを」という考えのもと、予防ネットとして設立される。岡山県文化財等救済ネットワークにも参加し、大規模災害発生時の対応及び、災害発生に備えた歴史資料等の保全活用などで連携して活動している。

##### ○一般社団法人岡山県建築士会

建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する技術の研修並びに会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的に設立される。平成25



(2013)年度から「岡山県地域文化財建造物専門家（ヘリテージマネージャー）」の養成・認定を始めたほか、平成26(2014)年9月「岡山県歴史的建造物委員会」を設置し、県からも委員が指名されている。また、平成27(2015)年5月には「岡山ヘリテージマネージャー機構（略称：「OHMO」）も設立され、地域に眠る文化財の掘り起こし、保存・活用などの実務にあたるなど、歴史的建造物の保存及び活用促進に関し県と連携した活動を行っている。

### ○公益財団法人岡山県郷土文化財団

県下に所在する優れた自然や文化的遺産の保護・保存及び管理とその利用の促進を図るとともに、県ゆかりの先賢の顕彰並びに伝統に根ざした地域文化の創造を行うことにより「うるおい」と「やすらぎ」のある郷土づくりに寄与することを目的とし設立される。文化財等の取得及び保護活用並びに先賢の顕彰に関する事業、文化財等や先賢の事績等に関する資料の収集、保存及び公開並びに講演会等の開催その他知識の普及啓発に関する事業、伝統に根ざした地域文化の創造及び振興に関する事業、などを行う。現在、「備中漆」の利活用促進を協議する「備中うるし利活用協議会」の事務局を担当している。また県指定史跡犬養家旧宅に隣接する犬養木堂記念館などの指定管理者となっている。

### ○公益社団法人岡山県文化連盟

岡山県における芸術・文化関係の団体の相互連携と自主活動の充実促進を図り、芸術・文化の普及振興に寄与することを目的として設立される。行政組織や文化芸術団体だけでなく、企業、NPOや他の公益法人などともつながりが深く、県の自然・風土・歴史の上に成り立つ文化芸術を軸にした有機的なネットワークを持っている。このネットワークをいかし、地域文化をかたちづくる人や資源、歴史を再認識し、地域の未来を見据えた新たな価値の創造や多様な人々との共生をめざして中間支援を行う「おかやま文化芸術アソシエイツ」を平成29(2017)年度からスタートさせ、調査研究や情報発信、相談、助言などを行っている。

### ○公益社団法人岡山県観光連盟

観光振興事業を行い、岡山県内における地域文化の発展、地域の活性化及び県民福祉の向上に資すると共に、観光産業の育成並びに国際親善に寄与することを目的として設立される。県内の観光に関する宣伝紹介及び国内、国際観光客の誘致促進を行う。

## (6) 市町村との連携

### ①市町村向け県開催会議・研修会

#### ○市町村文化財行政担当者会議

市町村等の文化財担当職員の資質向上と文化財保護行政の充実を図ることを目的とする。隔年1回開催しているが、今後は年1回開催する予定。

#### ○埋蔵文化財担当職員研修会

市町村等の埋蔵文化財担当職員の資質向上と埋蔵文化財保護行政の充実を図ることを目的とする。隔年1回開催。

#### ○文化財保護関係者研修会

講義や説明・実演等を通じた文化財保護関係者の資質向上と郷土の歴史や文化財の適切な保存・活用の促進を図ることを目的とする。年1回開催。

### ②県参加の市町村開催会議

#### 〈委員〉

- 倉敷市伝統的建造物群等保存審議会（倉敷市）
- 津山市歴史的風致維持向上計画策定委員会（津山市）
- 津山市文化財保存活用地域計画審議会（津山市）
- 高梁市歴史的風致維持向上計画策定委員会（高梁市）
- 六古窯日本遺産活用協議会（備前市ほか）
- 教育遺産世界遺産登録推進協議会（備前市ほか）
- 弘法寺跏供養記録作成委員会（瀬戸内市）
- 鏡野町オオサンショウウオ保護対策委員会（鏡野町）

#### 〈オブザーバー・アドバイザー〉

- 史跡岡山城跡整備委員会（岡山市）
- 史跡造山古墳保存整備委員会（岡山市）
- 天然記念物アユモドキ保全活用検討委員会（岡山市）
- 津山市伝統的建造物群保存地区保存審議会（津山市）
- 史跡津山城跡整備委員会（津山市）
- せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会（笠岡市ほか）
- 史跡鬼城山整備委員会（総社市）
- 高梁市伝統的建造物群保存地区保存審議会（高梁市）
- 天然記念物「臥牛山のサル生息地」保護管理委員会（高梁市）
- 史跡備中松山城跡等整備委員会（高梁市）

- 旧吹屋小学校校舎保存修理委員会（高梁市）
- 吉岡銅山関連遺跡調査委員会（高梁市）
- 天然記念物鯉ヶ窪湿生植物群落保護対策協議会（新見市）
- 天然記念物羅生門保護対策協議会（新見市）
- 史跡備前陶器窯跡整備委員会（備前市）
- 史跡備前陶器窯跡保存活用計画策定委員会（備前市）
- 第二次山陽遺跡整備委員会（赤磐市）
- 旧遷喬尋常小学校校舎整備・活用検討委員会（真庭市）

## 2 今後の体制整備の方針

現在文化財は、保存一辺倒ではなく地域振興、観光振興などを通じた地方創生や地域経済活性化への貢献など求められる役割が多様化し、増大している。一方で、県・市町村の文化財担当職員のほとんどが埋蔵文化財の専門職員であり、建造物、美術工芸品、民俗文化財などの専門職員はほとんどいないのが実態である。文化財の適切な保存と活用の推進のためには、文化財に関する専門的な支援が県に求められるが、県の専門職員も埋蔵文化財専門職員もしくは教員からの配置転換が大半であり、文化財の保存・活用に関する市町村そして所有者の要望に十分に対応できる体制とは言い難い状況にある。

そこで、県としては、文化財全般に係る専門的知見を有する人材育成を目的に、文化庁が実施する埋蔵文化財専門職員等を対象にした「文化財マネジメント職員養成研修」に積極的に参加し、県の文化財保護行政の中核的職員として関係部署に配置する。また、文化財関連の研修に計画的に参加することで、専門性の維持・向上を図ることとする。あわせて、県の埋蔵文化財専門職員については、そのほとんどが40歳代以上（平成31(2019)年4月1日現在約88%）であり、年齢構成の偏りを解消するとともに、今後史跡等文化財の保存活用にもその専門的知見が必要となることから、計画的に専門職員を採用、配置する。

また、県立博物館は、文化審議会の答申『文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）』（平成29(2017)年12月8日）の中で、「文化財の保存と活用が両立するような専門的な観点から相談、助言を行いながら、地域の特色を生かした地域振興、観光振興策と連携することも必要である。」などとして、その役割強化が求められている。この求めに応じるとともに、文化財所有者や市町村に対して保存・活用に関する助言・指導などの支援も担う必要があるため、引き続き専門性の高い学芸員を計画的に採用、配置する。

さらに、文化財建造物の指定が多い本県の現状を踏まえ、他県の例も参考にしながら、将来的には保存修理に係る設計・監理業務に関わることができる体制づくりも見据え、文化財関係部署への建築に係る専門職員の配置等を検討する必要がある。

こうした方針のもと、時宜に応じた組織体制の整備に努め、様々な課題解決とともに、文化財の保存・活用に対する取組を推進していく。